

(6) 金融・財政面の措置

【20160132】平成 28 年熊本地震復興基金の設立（熊本県）

- 被災者へのきめ細やかなニーズや、地域の再生に対応するため、被災自治体が地域の実情に応じて、住民生活の安定、生活再建支援、産業や教育文化の振興等の様々な事業について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的に対処できる資金として平成 28 年熊本地震復興基金（本項において、以下「復興基金」という。）を創設した。
- 中越沖地震復興基金までは、基金の運用益を財源として事業を実施する「運用型基金」が採用されてきたが、昨今の低金利の状況を踏まえ、東日本大震災と同様の「取崩し型基金」が採用された。基金は、東日本大震災と同様の算定方法により総額 510 億円と算出され、基金造成経費について、特別交付税措置が講じられた。
- 平成 28 年 9 月定例会において、平成 28 年熊本地震復興基金条例案及び同基金に積み立てるための予算が可決成立し平成 28 年 10 月 11 日に熊本地震復興基金が設置された。
- 復興基金を活用した事業の内容や事業期間は、使途に制限のない一般財源である交付税で措置されていることから、県において自主的に判断することとされており、県と市町村で検討した上で支援メニューを設定している。
- 熊本地震復興基金の使途は「復旧・復興の 3 原則」の下、次の枠組みを基本に活用することとした。
 - 「痛みの最小化」に向けた被災者等の負担軽減や地域活動の拠点施設への復旧支援
 - 「創造的な復興」に資する地域の防災能力の向上
 - 「復旧・復興を熊本の更なる発展につなげる」ための被災した産業の復旧や観光拠点づくりへの支援
- 復興基金総額は 523 億 2,000 万円である（財源：特別交付税 510 億円及び宝くじ交付金 13.2 億円）。配分にあたっては、活用事業を検討するため、市町村等からの要望の聴取及び意見交換等を実施し、被災者の方々の一日も早い生活再建と熊本の復興につながるよう、被災市町村が実施する事業を中心に、県が活用事業の統一ルールを定め、基本事業分として順次予算化を図った。また、被災市町村が復興計画策定を通じ、被災者等の意向を伺い、きめ細かな事業を実施するため、創意工夫分及び宝くじ交付金分として合計 100 億円を枠配分した。
 - 平成 28 年
12 月 19 日 平成 28 年度 12 月補正予算が成立（県 3 事業、市町村 7 事業 25.9 億円）
 - 平成 29 年
2 月 27 日 平成 28 年度 2 月補正予算が成立（市町村 1 事業 10 億円）
3 月 17 日 平成 29 年度当初予算が成立（県 8 事業、市町村 10 事業 111.3 億円）
6 月 29 日 平成 29 年度 6 月補正予算が成立（県 1 事業、市町村 10 事業 12.4 億円）
10 月 3 日 平成 29 年度 9 月補正予算が成立（県 5 事業、市町村 8 事業 162.6 億円）
- 平成 29 年度末現在の今後の配分方針は以下のとおりである。
 - 基本事業分：市町村分が 36 事業で 293 億 2,000 万円程度、県分が 18 事業で 80 億円程度。
 - 創意工夫分（枠配分）：86 億 8,000 万円。
 - 広域的課題対応分：50 億円。
 - 県宝くじ交付金分（枠配分）：13 億 2,000 万円。
- 創意工夫分（枠配分）の充当に関しては、市町村において以下の点に留意することとした。なお、市町村への復興基金の配分は、被災者のきめ細かなニーズに対応するとの本旨に沿って有効に活用することとした。別途、実績等について確認する予定としている。
 - 国庫補助等の既存制度があるものには充当しない（市町村の財政負担の軽減には充当しない）。
 - 県統一ルール分の補助の嵩上げには充当しない。ただし、各市町村の事情により、嵩上げ等を行う場合は、市長会・町村会を通じるなどして、近隣市町村等の合意を得ること。なお、被災者向けの補助を独自に実施される場合には、近隣市町村等への配慮をお願いする。
 - 補助率は原則 1/2 で、負担が大きい又は公共性が高いものは 2/3 を基本とする。



図 熊本復興基金の予算化状況

(出典) 熊本県「平成 28 年熊本地震復興基金の予算化状況 (H30 当初予算含む) と今後の配分方針」

【20160133】災害基金の設立 (高森町)

- ・ 災害応急対策、災害復旧、防災対策等、復旧復興事業や住民の方々の生活支援に広く柔軟に、かつ迅速に対応するため、平成 28 年 5 月に条例を制定して高森町災害基金を設置した。
- ・ 「高森町災害基金」の設置にあたり、これまで募集していた「高森町災害義援金」について繰り入れを行った。
- ・ 熊本地震により寄せられた義援金(寄附金)の大半が南阿蘇鉄道の復旧を目的としたものであった。そのため、想定されている活用用途は主に南阿蘇鉄道復興イベント等の経費となっている。

(7) 緊急の住宅確保

【20160134】緊急の住宅確保 (熊本県)

- 建設型仮設住宅の建設等
 - ・ 平成 28 年 4 月 29 日に西原村と甲佐町(各 50 戸)で建設型仮設住宅の建設に着手し、11 月 14 日に、16 市町村、110 団地、4,303 戸の工事が完了し、順次、避難者への提供を行った。
 - ・ 建設にあたっては、従来よりもゆったりとした配置や、県産木材や県産畳の使用、断熱性、遮音性の向上等を図ったほか、被災者の孤立等を防ぎコミュニティづくりを促進するよう、木造建物による集会所等を整備した。また、建設型仮設住宅全戸数 4,303 戸のうち、683 戸(16%)を木造として整備したが、従来から災害協定を締結していた(一社)熊本県優良住宅協会のみでは供給能力に不足が生じる恐れがあったため、新たに 2 団体(一社)全国木造建設事業協会、(公社)日本建築士会連合会・(一社)木と住まい研究協会と協定を締結し、建設の促進を図った。
 - ・ 入居者の募集にあたり、市町村にペットの受入れについての配慮を要請した。
- 借上型仮設住宅の確保
 - ・ 平成 28 年 4 月 25 日、県と「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」締結している不動産団体が、民間賃貸住宅の無料相談窓口を開設した。
 - ・ 4 月 28 日から各市町村が、被災者への制度説明、申込受付等について窓口を開設したが、最も被

害が大きい益城町に関しては、窓口の準備が整うまでの間、県が代わりに窓口を設置した。

○公営住宅などの確保

- ・ 震災発生直後から、熊本市をはじめ関係機関と連携し、県営住宅 108 戸、公務員住宅 186 戸、独立行政法人所有住宅 57 戸について、入居者の募集を実施した。
- ・ 平成 29 年 2 月時点では、これまで募集した県営住宅等のうち、入居希望が募集戸数に達せず空き戸数がある住宅について、随時募集を行っていた。

表 応急仮設住宅等の入居状況

	県内						県外				
	建設型仮設住宅		借上型仮設住宅		公営住宅等		借上型仮設住宅		公営住宅等		
	戸数	人数	戸数	人数	戸数	人数	戸数	人数	戸数	人数	
最大	4,179	11,027	14,923	34,473	1,046	2,351	132	230	376	805	
時期	H29.3	H28.12	H29.5		H28.12		H29.6、H29.7		H28.12		
	H30.2	3,586	9,085	12,770	28,344	691	1,469	122	213	139	285

※県内の建設型仮設住宅の入居の戸数と人数の最大時期は異なっている。

(出典) 熊本県「応急仮設住宅等の入居状況の推移」より作成

【20160135】 仮設住宅（益城町）

- ・ 被災者の住まい確保に関する業務全般を担うプロジェクトチームとして、5名の職員及び2名の応援職員を配置し、応急仮設住宅に関する業務、みなし仮設住宅に関する業務、応急修理に関する業務等を行った。

○建設型仮設住宅に関する業務

- ・ 仮設住宅の必要戸数の把握、用地の確保及び仮設住宅の抽選・入居手続きを実施した。仮設住宅の早期建設に向け、住家被害の全体像が掴めない中、必要戸数について応急危険度判定結果を参考に概算で見込み、用地選定の目途がついた地区から順に県に対して仮設住宅の建設要請を行った。平成 28 年 5 月 21 日より 1 次入居受付を開始し、申込みが見込みを超過したため、6 月 9 日に抽選会を実施し、第 1 次分の入居者を決定した。仮設住宅の戸数については、最終的には、1,562 戸が整備された。

○借上型仮設住宅に関する業務

- ・ 発災から 1 週間後に県が制度設計を開始し、4 月 28 日より各市町村にて制度説明や申込みを開始した。益城町では、職員のマンパワー不足のため窓口の準備が整わず、5 月 8 日までは県が代行した。5 月 9 日以降町役場（中央公民館）にて受付を開始し、他県からの応援職員が加勢し、最終的には、1,470 戸以上の入居申請に対応した。

○応急修理に関する業務

- ・ 地震により住家に被害を受け、かつその住宅に住むため必要最小限の応急修理を施した場合に、修理に要した費用の一部（上限 576,000 円）を町が直接業者へ支払う制度である。平成 28 年 5 月より問い合わせ対応を開始、6 月には県通知により、納屋・倉庫等に関する修理等を行う場合も、被災状況によっては応急修理の対象とされるようになり、6～8 月のピーク時には申請件数が 270～500 件近くになる等、窓口対応 700 件/月、電話対応 150 件/月になった。

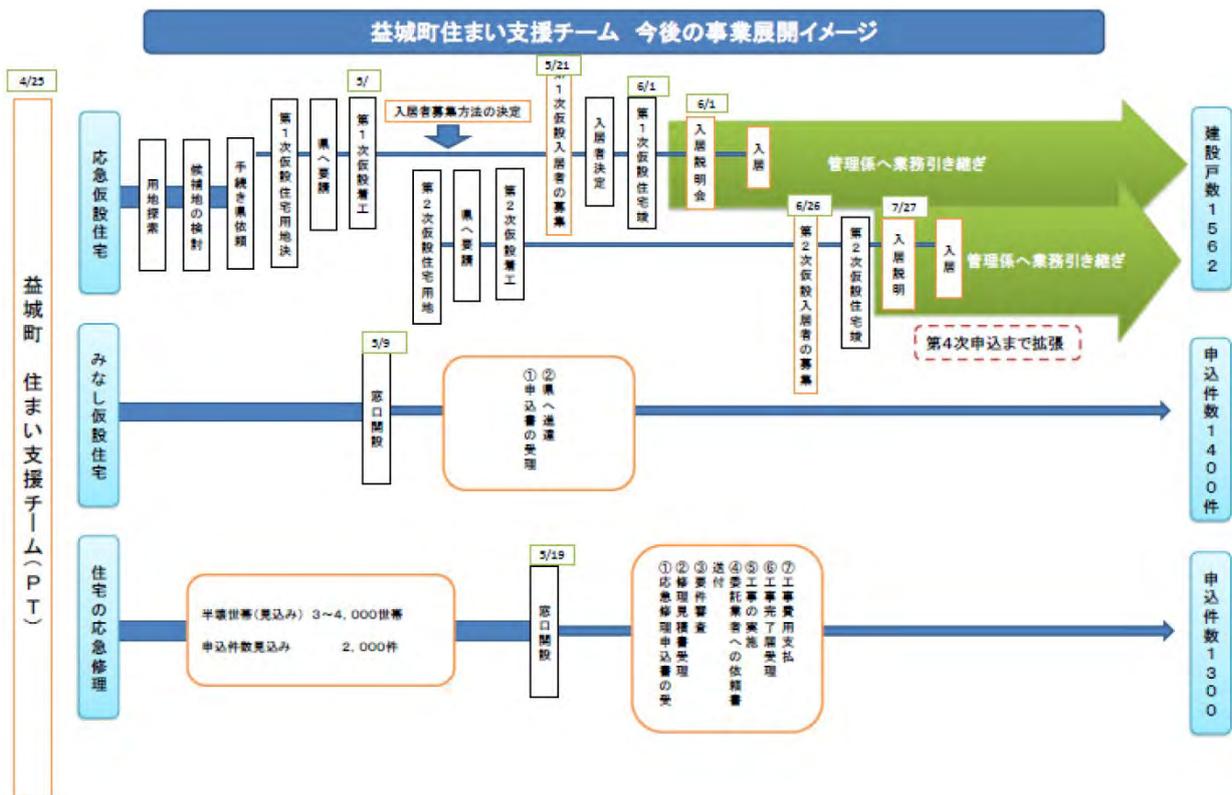


図 益城町住まい支援チームの事業展開イメージ

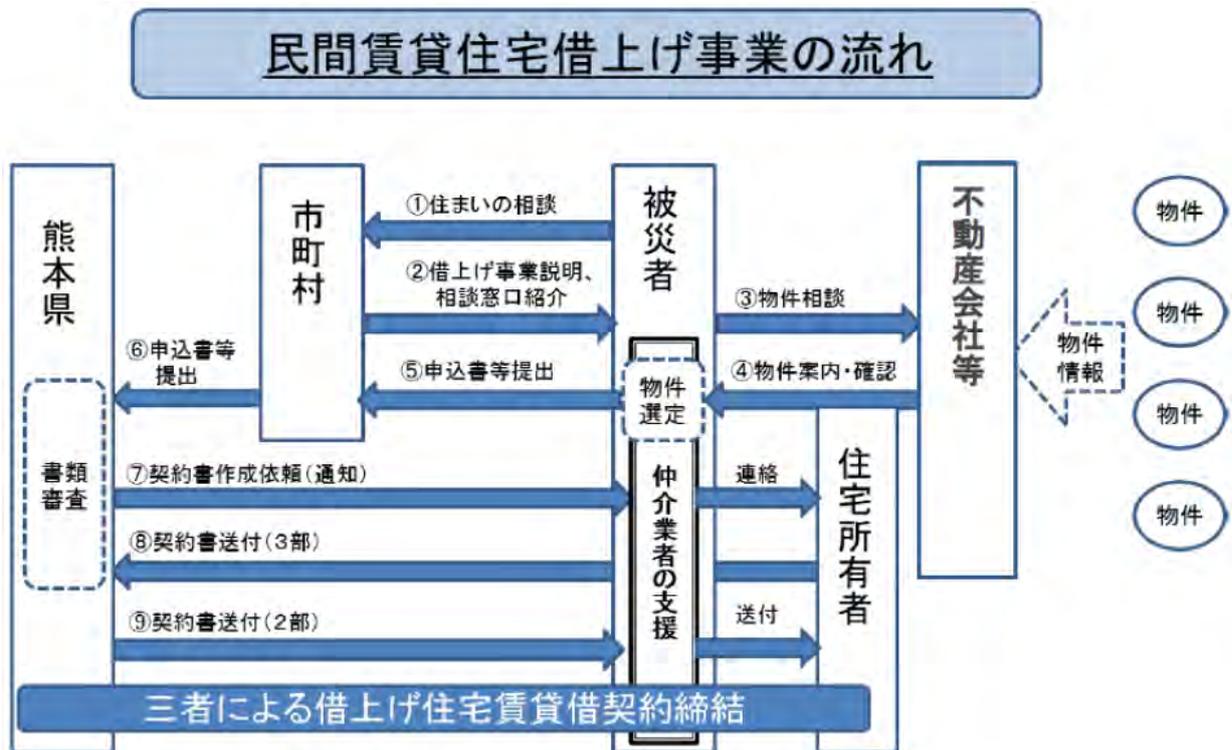


図 民間賃貸住宅借り上げ事業の流れ

(出典) 益城町「平成28年熊本地震 益城町による対応の検証報告書」

(8) 恒久住宅の供給・再建

【20160136】被災者の住まい確保（熊本県）

①「住まいの再建・災害公営住宅ガイドブック」

- ・ 住宅被害が甚大であったことを踏まえ、住宅が被災し、応急仮設住宅などへの避難を余儀なくされている方々を支援する行政や関係団体等で役立てるために、必要と想定される住まいの再建方法と利用できる公的支援制度等に関する情報をとりまとめた。
- ・ 住まいの再建方法と公的支援の概要、住宅を新築・購入する、住宅を補修する、住宅を借りる、災害公営住宅への入居について、「くまもと型復興住宅」を活用した被災住宅の自力再建について記載した。
- ・ なお、同ガイドブックは、県が紙ベースのものを市町村へ提供するのではなく、県支援メニューの追加、市町村独自の支援メニューを加えられるよう、電子データでの提供を行っている。
- ・ 同ガイドブックの説明では、生活支援相談員に加え、熊本県住まいの再建相談支援事業の窓口相談員も出向く必要があるため、時間を要する場合がある。

②「熊本県災害公営住宅等整備基本理念」及び「熊本県災害公営住宅等整備指針」

- ・ 県内の災害公営住宅等整備の基本的考え方を示し、「あんしん」と「あたたかさ」と「ふれあい」のある熊本らしい災害公営住宅等の整備を推進し、被災者の痛みの最小化や地域経済の振興に取り組むための「熊本県災害公営住宅等整備基本理念」及び「熊本県災害公営住宅等整備指針」を策定した。

表 熊本県災害公営住宅等整備基本理念

<p>第1 災害公営住宅等（災害公営住宅、木造仮設住宅を活用した市町村単独住宅等をいう。以下同じ。）の整備は、復興計画等を策定し、住民の暮らしの再建等に主体的に取り組む市町村が行うものとする。</p> <p>第2 市町村は、復興計画に基づき、被災者の意向を反映しながら、市街地や集落の再生など地域づくりに寄与する災害公営住宅等の整備を目指すものとする。</p> <p>第3 県は、災害公営住宅等の整備が効果的にかつ、速やかに行われるよう、熊本県災害公営住宅等整備指針（以下「整備指針」という。）を策定するほか、整備事業の受託など、市町村への技術支援を行うものとする。</p> <p>第4 整備指針は、本県が掲げる復旧復興の3原則に基づき、過去の震災での教訓や応急仮設住宅の経験等を活かし、次の3つの視点から定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">○「あんしん」のある住宅 日常生活の安全・安心だけでなく、災害時における日常生活の早期回復に配慮した住宅○「あたたかさ」のある住宅 住宅の木造、木質化を図り、ユニバーサルデザインに配慮した住宅○「ふれあい」のある住宅 多様な世帯の入居や交流に配慮し、居住者間や地域住民とのコミュニケーションを図りやすい住宅
--

（出典）「熊本県災害公営住宅等整備基本理念」

表 熊本県災害公営住宅等整備指針

<p>第1章 整備指針の位置づけ （目的） 第1 この整備指針は、県内の災害公営住宅等整備の基本的考え方を示すことにより、熊本県災害公営住宅等整備基本理念に掲げる「あんしん」と「あたたかさ」と「ふれあい」のある熊本らしい災害公営住宅等の整備を推進し、被災者の痛みの最小化や地域経済の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>（適用） 第2 この整備指針は、県内で整備が行われる災害公営住宅、木造応急仮設住宅を活用した市町村単独住宅等（以下「災害公営住宅等」という。）を対象とする。 2 市町村は、この整備指針の考え方を基本として災害公営住宅等の整備に努めるものとし、県は、この整備指針に基づき受託事業等の技術支援を実施するものとする。</p> <p>第2章 災害公営住宅等整備の基本姿勢 （基本姿勢） 第3 災害公営住宅等は、次の各号に掲げる基本姿勢により整備するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 住宅の確保が自力では困難な被災者のためにできる限り早期に整備するとともに、中・長期的な住宅政策との整合を図る。二 被災地の再生とともに、小さな拠点づくりの推進など、それぞれの地域政策の実現に寄与する。三 多様な世帯の交流、活気や生活感に満たされた空間の創出、福祉政策との連携など、住宅事情等を考慮した成熟型高齢社会のモデル的な住宅整備を目指す。四 木造・木質化の推進、地域の建設産業、住宅産業、木材産業等との連携など、地域経済の活性化に寄与する住宅整備を行う。

第3章 災害公営住宅等整備の考え方

(敷地の選定)

第4 敷地の選定にあたっては、持続可能な被災集落の再生や小さな拠点づくり等の地域政策との整合、災害時における安全性の確保、住みなれた地域への居住希望などの反映等に配慮するものとする。

(住宅計画)

第5 大規模な被害が生じた地域等では、被災前のまち並みとの調和や里山集落の景観の保全など、これまで培われた都市や集落の記憶を未来に繋げる住宅整備を行うものとする。

2 屋外空間、住棟内の廊下やエレベーターホール等の共用部等を工夫し、交流スペースの設置や活気や生活感に満たされた空間の創出など、コミュニケーションを図りやすい住宅計画を行うものとする。

3 必要に応じて、災害時の一時避難、共助活動等の円滑化に配慮した住宅計画を行うものとする。

(住戸計画)

第6 住戸計画にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

一 災害時でも日常生活の早期回復が可能な耐震性、省エネ性、耐久性等を確保する。

二 「ユニバーサルデザイン建築ガイドライン（平成15年2月）」を参考とした、誰もが暮らしやすい住戸計画・設備計画とする。

三 地域材を使用した木造・木質化を図る。

四 多様な世帯の入居に配慮した住戸計画を基本とし、高齢者が多い住宅団地にあつては、コレクティブハウジング（専用の台所、浴室、トイレなどがある住戸に加え、共同の食堂、居間などをあわせ持つ住宅）や福祉施設の合築なども検討する。

五 特別な配慮が必要な障がい者世帯については、入居者の身体特性に応じた住戸整備を行う。

(集会施設等の整備)

第7 「みんなの家」等の集会施設や子どもの遊び場など居住者等がコミュニケーションを図りやすい施設等の整備を行うものとする。

(福祉施策との連携)

第8 高齢者や障がい者の居住等を支援するライフサポートアドバイザー（生活援助員）、地域支え合いセンター、熊本こころのケアセンターや地域の縁がわづくりなど福祉施策と連携した住宅整備、ソフト施策等の充実を図るものとする。

第4章 災害公営住宅等整備に関連するその他の取組み

(木造応急仮設住宅)

第9 県は、市町村と連携し、木造応急仮設住宅の供与期間終了後の利活用を推進するものとする。

(多様な供給方法の検討)

第10 市町村は、建設産業の受注状況や用地の確保等により、直接建設が困難な場合には、買取りや借上げなど、地域の住宅事情に即した多様な供給方法について検討するものとする。

(入居者への配慮等)

第11 市町村は、特別な配慮が必要な障がい者世帯など優先入居の対象になる被災者の把握に努めるものとする。

2 市町村は、既存のコミュニティを守りつつ、新しいコミュニティが育まれるよう世帯の状況や建設地の特性等を踏まえた入居に配慮するものとする。

(学識経験者等の助言)

第12 災害公営住宅等の整備において、県又は市町村が必要と認めるときは、学識経験者等の助言を受けることができるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第13 この方針に掲げるもののほか、災害公営住宅等の整備にあたり必要な事項は別に定める。

(出典) 熊本県「熊本県災害公営住宅等整備指針」

③熊本県住宅再建支援事業(二重ローン対策)補助金

- 被災住宅に係るローンを有する被災者が、新たな住宅ローンにより住宅を再建する場合の負担軽減のため、復興基金を活用した「住宅再建支援事業(二重ローン対策)」を実施した。

表 熊本県住宅再建支援事業(二重ローン対策)補助金の対象

補助対象要件	(1) 県内の自ら居住していた住宅が、熊本地震により被災し、発災(平成28年4月14日)以前からその被災住宅に係る既存の住宅ローンを有している方。 (2) 県内に自ら居住する住宅の再建のために、300万円以上の新たな住宅ローンを契約した方。 (3) 新たな住宅ローンを契約した日の前月末時点で、(1)の被災住宅に係る既存の住宅ローンが500万円以上ある方。 (4) 新たな住宅ローンを契約した日の属する前年(前年の所得証明書の取得が困難な場合は前々年)の課税所得金額が780万円以下の者(同一世帯に該当するものがある場合を除く。)
申請期間	平成29年3月21日から平成31年度末(平成32年3月)まで
補助金額	既存の住宅ローンにかかる利子(元利均等毎月償還による算定額)相当額【上限50万円】

(出典)「熊本県住宅再建支援事業(二重ローン対策)補助金のお知らせ」より作成

熊本県住宅再建支援事業(二重ローン対策)補助金のお知らせ

熊本県は、熊本地震により自ら居住していた住宅に被害を受け、被災住宅に係るローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する際の負担を軽減するため、利子相当額(50万円を上限)を補助します。

1. 補助の対象要件(次の①～④の全てに該当する方)

- ① 県内の自ら居住していた住宅が、熊本地震により被災し、発災(平成28年4月14日)以前からその被災住宅に係る既存の住宅ローンを有している方。
- ② 県内に自ら居住する住宅の再建のために、300万円以上の新たな住宅ローンを契約した方。
- ③ 新たな住宅ローンを契約した日の前月末時点で、①の被災住宅に係る既存の住宅ローンが500万円以上ある方。
- ④ 新たな住宅ローンを契約した日の属する前年(前年の所得証明書の取得が困難な場合は前々年の課税所得金額が780万円以下の者(同一世帯に該当するものがある場合を除く。))



※上記は要件を簡略化したものです。詳細は申請の手引きにてご確認ください。
 注1: 既存の住宅ローン
 住宅の新築、増築、住宅の建設、購入、増改築及び補修、居住する住宅に係る宅地の購入又は補修を目的に金融機関等から借入をした資金で、平成28年4月14日以前に金融消費借貸契約をしたもの。
 注2: 新たな住宅ローン
 住宅の新築、増築、住宅の建設、購入、増改築及び補修、居住する住宅に係る宅地の購入又は補修を目的に金融機関等から借入をした資金で、平成28年4月15日以降平成32年3月31日までに金融消費借貸契約をしたもの。

2. 申請期間・補助金額

申請期間: 平成31年度末まで
 補助金額: 既存の住宅ローンにかかる利子相当額
 (元利均等毎月償還による算定額) 【上限50万円】

⑦住民票

- 世帯員全員の記事があるもの

⑧課税所得証明書

- 新たな住宅ローンを契約する日の属する前年の証明書
 (例: H29年5月にローン契約⇒H29年(H28年分)
 H28年12月にローン契約⇒H28年(H27年分))
- 市町村が発行するもので、世帯員全員分(※扶養人数の欄により確認できる場合を除く)
- 世帯員の中に課税所得金額が780万円を超える方がいないこと。
- 課税台帳記載事項証明書でも可。
 ※源泉徴収書は不可

⑨残高証明書

- 金融機関等の発行した証明書であること。
- 証明基準日が新規ローン契約の前月末時点であること。
- 融資残高が、500万円以上(元金のみ)残っていること。
- 証明基準日、借入年月日、融資残高、利率、償還期限の記載があること。
 (記載不足がある場合、証明書に係る契約書等の写しを併せて提出ください。)

⑩新規ローンの金融消費借貸契約書の写し

- 契約書であること。(仮申込書は不可)
- 契約日の日付の記載があること。
- 300万円以上の契約書であること。(借換分は除く)

⑪補助金の振込先のわかる預金通帳の写し

- ③の請求書に記載された口座情報と相違ないか確認ください。

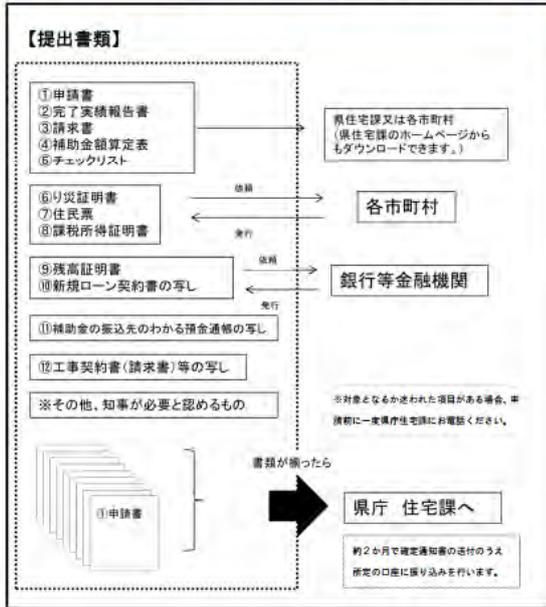
⑫工事契約書(請求書)等の写し

- 新規ローンの契約に係る住宅再建のための工事の契約書又は請求書、領収書の写しを提出ください。

⑬その他、知事が必要と認めるもの (※必要な場合は別途指示します。)

※申請書等は、熊本県住宅課のホームページからダウンロードできるほか、各市町村の窓口でも入手できます。

3. 住宅再建支援事業(二重ローン対策)の事務の流れ



各書類の注意事項

- ①～⑤ 申請書等の書類
 - 補助金額算定表により金額の計算ができない場合は、金額の欄は空欄にしてください。
 - 印鑑の押し忘れにご注意ください。(認印でも可)
- ⑥市町村長の発行する欄(り) 災証明書の写し
 - 一部相違以上のり災証明書が対象となります。

図 熊本県住宅再建支援事業(二重ローン対策)補助金の内容

(出典) 熊本県「熊本県住宅再建支援事業(二重ローン対策)補助金 パンフレット」

④被災宅地復旧支援事業

○被災宅地復旧に関するマニュアル・手引の作成・公表

- ・被災した宅地の速やかかつ円滑な復旧を目的として、国土交通省、熊本県、熊本市は、地盤工学等の有識者などからなる「熊本地震被災宅地復旧技術検討委員会」を開催し、専門的見地からの意見を踏まえた「被災宅地災害復旧技術マニュアル」、「被災宅地復旧の手引き」を平成29年3月に作成・公表した。
- ・熊本県、熊本市は、被災宅地の復旧方法や助成制度をわかりやすく紹介する「宅地復旧のガイド」を平成29年3月に作成・公表した。

表 被災宅地災害復旧技術マニュアルの構成

I. 総説
I. 1. 目的
I. 2. 適用範囲
I. 3. 取扱い方針
I. 4. 被災後の対応
I. 4-1. 災害復旧の基本
I. 4-2. 対策方針の検討
I. 4-3. 応急措置
I. 4-4. 本復旧
I. 4-5. 仮復旧
I. 5. 関連指針等
II. 本復旧のための調査
II. 1. 共通
II. 1-1. 被災宅地復旧のための調査の基本
II. 1-2. 被災地域周辺の調査
II. 1-3. 概略調査
II. 1-4. 詳細調査・検討
II. 2. 宅地擁壁
II. 3. 宅地地盤
II. 4. のり面・自然斜面
III. 本復旧
III. 1. 基本的留意事項
III. 2. 宅地擁壁
III. 2-1. タイプ別工法選定
III. 2-2. 本復旧工法の工種
III. 2-3. 再構築の方針
III. 3. 宅地地盤
III. 3-1. 本復旧工法の工種
III. 3-2. 再構築の方針
III. 3-3. 本復旧工法の選定
III. 4. のり面・自然斜面
III. 4-1. 本復旧の工種
III. 4-2. タイプ別工法選定
III. 4-3. 再構築の方針
III. 5. 仮設工法
IV. 仮復旧
IV. 1. 仮復旧総説
IV. 1-1. 仮復旧の基本的留意事項
IV. 1-2. 仮復旧工法の選定
IV. 1-3. 被災地域周辺の調査
IV. 2. 宅地擁壁
IV. 3. 宅地地盤
IV. 4. のり面・自然斜面
V. 維持管理

(出典) 熊本市「被災宅地災害復旧技術マニュアル」より作成

表 被災宅地復旧の手引きの構成

1. 熊本地震による宅地被害の事例
 - (1) 擁壁被害の事例
 - (2) 液状化被害の事例
 - (3) 宅地の陥没、地割れ被害の事例
2. 被災宅地復旧の進め方
 - (1) 被災宅地の復旧方式について
 - (2) 擁壁被害の復旧パターン
 - (3) 液状化被害の復旧パターン
 - (4) 陥没、地割れ被害の復旧パターン
 - (5) 被災宅地危険度判定による被災度判定との関係
3. 宅地復旧の工法について
 - (1) 擁壁の復旧
 - (2) 液状化被害の復旧
 - (3) 陥没、地割れ被害の復旧
 - (4) 地盤の調査
4. 宅地復旧の際に注意しておく許認可等について
 - (1) 建築確認申請手続き
 - (2) 道路後退について
 - (3) 宅地造成等規制法における規制について
 - (4) 土砂災害防止法における規制について
 - (5) 国の補助等により築造した宅地擁壁の適正な維持保全について
5. 助成・融資制度
 - (1) 被災宅地復旧支援（復興基金）制度
 - (2) 被災者生活再建支援制度
 - (3) 融資制度
 - (4) 雑損控除（所得控除）について

（出典）熊本市「被災宅地復旧の手引き」より作成

○復旧工事等に要する経費の一部を支援する制度の創設

- ・ 熊本地震では、宅地被害のうち、高さ2m前後の擁壁（空石積み擁壁）での被害が顕著であった（擁壁被害全体のうち、2m未満が44%、2～3mが27%。新潟県中越地震では、2m未満が32%、2～3mが24%、東日本大震災（仙台市分）では、2m未満が32%、2～3mが31%。種別について、空石積が33%。新潟県中越地震では20%、東日本大震災（仙台市分）では17%）。
- ・ これら熊本地震で被災した宅地で公共事業により復旧できない宅地被害について、被災者等の負担軽減を図り生活再建を支援することを目的に復興基金を活用して復旧工事等に要する経費の一部を支援する制度を創設した。
- ・ 対象要件は以下である。
 - 盛土高さ2m以上（従前5m ⇒ 2mに緩和）
 - 同一盛土上に存在する家屋が2戸以上（従前5戸 ⇒ 2戸に緩和）

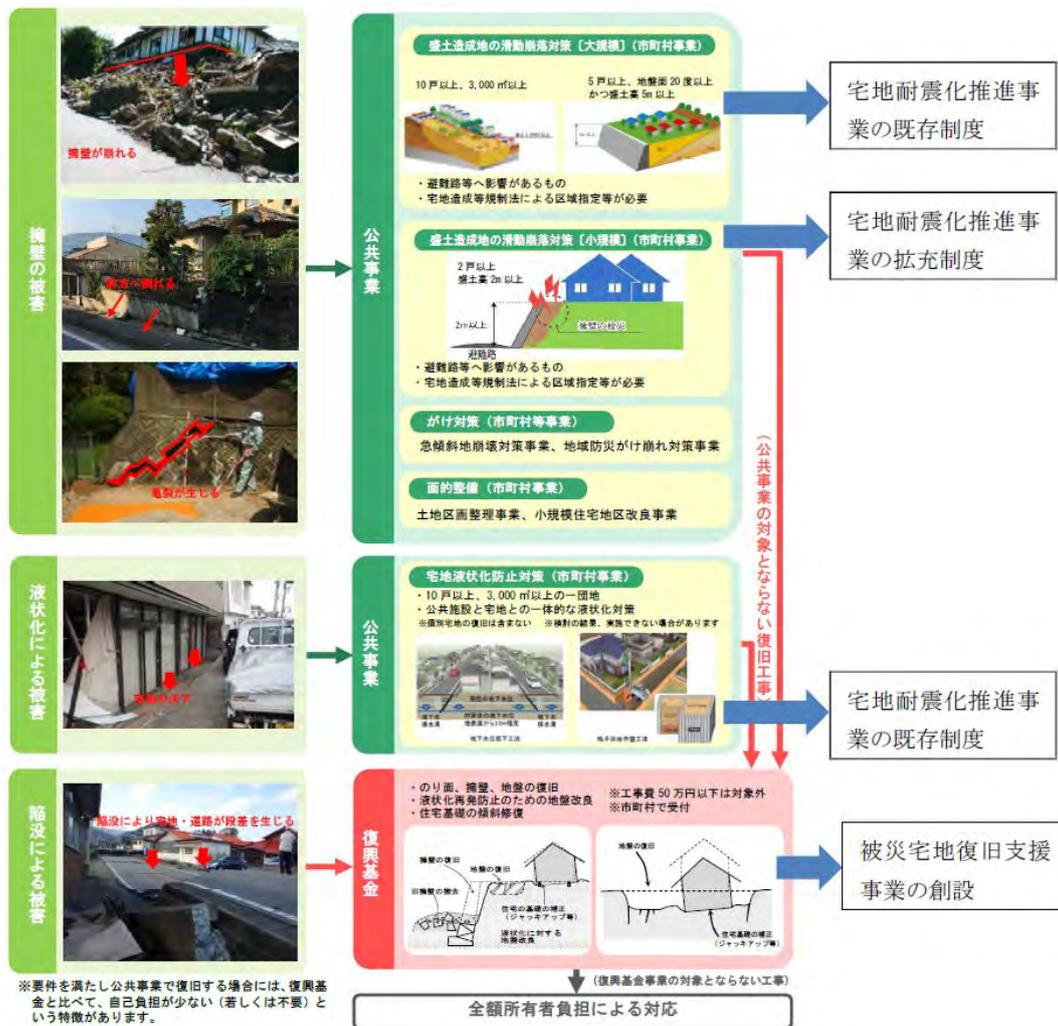


図 宅地の被害に対する事業対応

（出典）熊本県「熊本地震の発災4か月以降の復旧・復興の取組に関する検証報告書」

⑤「すまいの再建」支援策

- 被災者の「すまい」の再建なくして熊本地震からの復興はないとの考えのもと、一日も早く震災前の生活を取り戻すことを目的とし、今後の住まいの再建に関する意向調査により被災者の状況を確認した。調査は平成29年11月17日から12月6日にかけて、9,822世帯を対象に行い、有効回答数は9,115世帯であった（回答率：92.8%）。
- 調査結果に基づき、被災者の意向に沿った恒久的な住まいの再建・確保を図るため、相談支援体制の整備や4つの住まいの再建支援策を実施した。

表 すまいの再建支援策の概要

対象者	平成28年熊本地震で被災し、以下のいずれかの要件に該当する世帯を対象とします。 1 応急仮設住宅（建設型仮設住宅、借上型仮設住宅）の入居世帯 2 全壊または大規模半壊の罹災証明書の交付世帯 3 半壊の罹災証明書の交付世帯でその住宅を解体した世帯 4 被災者再建支援法に基づき長期避難世帯として認定されている世帯
（支援策1） リバースモーゲージ利子助成事業	県内で居住する住宅を新築、購入または補修するため、金融機関等からリバースモーゲージ型の融資を受けた場合、借入額に係る利子の支払額の全部又は一部について助成を行うもの
（支援策2） 自宅再建利子助成事業	県内で居住する住宅を新築、購入、補修するため、金融機関から融資を受けた場合、借入額に係る利子の支払額の全部又は一部について助成を行うもの
（支援策3） 民間賃貸住宅入居支援助成事業	再建先として県内の民間賃貸住宅に入居する場合に必要な契約に伴う初期費用を助成。助成金の額は一律20万円
（支援策4） 転居費用助成事業	県内で住まいを再建（自宅、民間賃貸住宅、公営住宅等）し、その住まいに転居するための費用を助成します。助成金の額は一律10万円

（出典）熊本県「「すまいの再建」支援策について」



図 すまいの再建支援策

(出典) 熊本県「「すまいの再建」支援策について」

- ・ 「すまい」に関する支援策を早く示したことで、再建に向けた動きが加速した。すまいの再建先を決めていない世帯は、平成29年6月時点で約4,000世帯であったが平成30年1月時点で142世帯に激減した。
- ・ また、「すまいの再建支援」＋「供与期間の延長要件」この2つをセットで示したことで、被災者の選択が広がった。特に、自宅再建が難しい高齢者や子育て世帯などが安心してすまいの再建に取り組めるようになった。

表 すまいの再建事業別実績

すまいの再建支援策	受付件数
(支援策1) リバースモーゲージ利子助成事業	9
(支援策2) 自宅再建利子助成事業	754
(支援策3) 民間賃貸住宅入居支援助成事業	1,079
(支援策4) 転居費用助成事業	5,965

(出典) 熊本県からの提供資料より作成

⑥くまもと型復興住宅の推進

○目的

- ・ 熊本地震における被災者の自立再建を後押しするため、住宅生産関係団体や行政、住宅金融支援機構が連携した「熊本県地域型復興住宅推進協議会」を設立した。
- ・ 熊本県では、被災者の住宅再建を支援するため、県内の住宅・建築関係団体や木材関係団体と連携し、くまもと型復興住宅を推進した。くまもと型復興住宅とは、地震に強く、県産木材などの地域

産材を使用した良質でコスト低減に配慮した、地域の工務店等の施工による木造住宅である。

- ・ この取組みとして、県では、益城町テクノ仮設団地に3棟のモデル住宅を建設した。また、関係団体等からなる熊本県地域型復興住宅推進協議会では、くまもと型復興住宅の建設に取り組む工務店等のグループ（地域生産者グループ）を募集し、提案のあった住宅をガイドブックに取りまとめ、情報提供を実施した。
- ・ モデル住宅の完成に合わせ、県及び熊本県地域型復興住宅推進協議会はセミナー・相談会を開催し、各モデルプランの展示、設計者や工務店等による個別相談、融資等の住宅相談等を行った。

○助成

- ・ 日本財団わがまち基金「被災住宅再建資金助成事業」等の各種助成を活用することで、例えば3LDKの場合1,000万円程度の費用負担となっている。
- ・ 日本財団わがまち基金「被災住宅再建資金助成事業」とは、被災者が、金融機関等からの融資を受けて住宅を再建（購入）した場合、100万円を上限に融資額の利息相当額を助成するもので、くまもと型復興住宅には優遇枠が設けられている。平成29年度の実績は730件の受付（うち優遇枠193件）、平成30年度の予定は400件の募集（うち優遇枠160件）となっている。

表 住まいの復興ガイドブック 地域住宅生産者グループがつくるくまもと型復興住宅
【平成30年1月改訂版】

- くまもと型復興住宅とは
被災された皆様が住宅再建を無理なく進めることができるように、地域に根ざした工務店をはじめ住まいづくりのプロ集団『地域住宅生産者グループ』が建設する「地震に強く、地域産材等を利用した良質でコスト低減に配慮した木造住宅」です。
- くまもと型復興住宅5つのルール
 - ・ 熊本の気候・風土等地域特性に配慮した住宅
 - ・ 熊本県産の木材など地域産材を使用した住宅
 - ・ 耐震等級3又は3相当の地震に強い住宅
 - ・ 被災者の住宅再建を考慮した良質でコスト低減に配慮した住宅
 - ・ 県内に本社を置く住宅事業者、大工・工務店が建設する住宅
- くまもと型復興住宅のメリット
 - ・ 予算にあった住宅の建設ができます。
 - ・ 良質で安全安心な住宅に住み続けることができます。
 - ・ 県内の住宅事業者、大工・工務店がきめ細かくアフターフォローします。
 - ・ 地域での住宅建設は地域経済の活性化や強度熊本の力強い復興につながります。
- くまもと型復興住宅ができるまでの流れ
 - ・ 情報収集・住まいのイメージづくり
本ガイドブックを活用し、自らのイメージに近い住宅を探してみよう。
行政や関連団体が実施する住宅相談会や住宅フェアなどに参加して情報収集するのも一つの手です。
 - ・ 依頼先選び・住宅相談・資金計画の検討や相談
イメージに近い住宅を見つけたら、各グループの連絡窓口で連絡してみよう。
あなたの家族構成や住まい方、敷地、建設費用、建設時期の希望、その他の要望をお聞かせします。
また、資金計画についての検討が必要です。
 - ・ 建設依頼の検討
 - ・ 設計打合せ（3回程度以上）
グループの設計担当者とプランの決定、耐震性など各種性能の確認、オプションの有無等を確認し、設計内容を固めていきます。
また、建設までの流れを説明します。その際に、着手金（地盤調査費、敷地調査費、図面作成費等）をお支払い頂く場合があります。
設計打合せ後にグループ内の工務店と工事期間や建設費用等について打ち合わせます。
地盤調査や敷地調査の結果をお知らせします。
工事金額の見積書を提示し説明します。納得いただければ、工事請負契約を交わしていただきます。
 - ・ 工事契約
 - ・ 着工
 - ・ 落成
- 「災害復興住宅融資」を利用した資金計画のポイント
 - ・ 熊本地震などの自然災害で被災された方が、ご自分で居住するための住宅を自立再建するためにご利用いただくためのご融資です。地方公共団体から「り災証明書」（一部損壊を除く）を交付されている方及び被災者生活再建支援法の長期避難世帯に認定されている方が対象となります。
 - ・ 住宅取得後、安心して借入金を返済していくためには、将来のライフプランを踏まえ「毎月〇万円なら返せるが、災害復興住宅融資はいくら借りられるか？」と考えることが大切です。
 - ・ ご高齢の方への制度
 - － 親子リレー返済：親子等で申込みすることにより、長期の返済期間を選択することができます。
 - － 親孝行ローン：子や孫が申込者となることにより、長期の返済期間を選択することができます。
 - － 高齢者向け返済特例制度：毎月のお支払を利息のみとし、通常の災害復興住宅融資と比べて毎月のご返済を低く抑えることができます。

「あなたにもできる耐震等級3-Aの家」コンパクトプラン

モデルプランの特徴とメッセージ

- 独自の技術・工法(特許取得済)を活用し「耐震等級3-A」を標準仕様とした2階建ての住まいで、以下のような方々におすすめ
- ①新築当時と用途地域が変わり、もとの大きさでは家を再建できない方
- ②家族構成の変化で夫婦のみの世帯となった方々又は単身の方
- また、太陽光発電約5kw未満を装備しメリット(補助金、ローン負担軽減、etc...)あり

くまもと型復興住宅モデルプラン(代表的事例の概要)

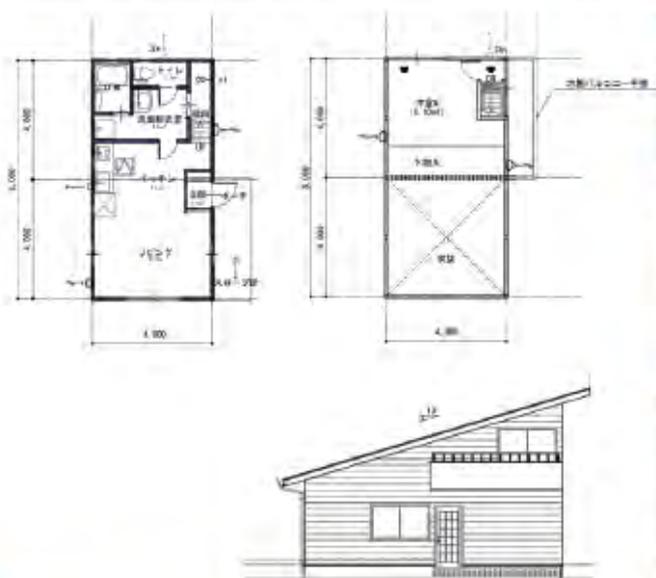
構造・工法・耐震性能	木造・在来軸組工法・等級3☆☆☆
延べ床面積・階数	48㎡(14.5坪)・2階
標準工期	契約・着手後約3~4か月
概算工事費	980万円(税別)
(概算工事費に含まれない費用)	土地取得登記費用、ローン借入に係る費用、火災・地震保険、外構工事、H電化設備器具、カーテンレール・カーテン、TVアンテナ、エアコン(2台自以降)、家具、居室照明器具、井戸・ポンプ、浄化槽、上下水道工事費、及び管理契約費、太陽光発電工事経費、地盤改良工事、長期メンテナンス費用、結手続き費用、消費税、その他オプション等別途。

主な外部仕上げ

屋根	コロニアル(ガルバリウム鋼板オプション)
外壁	窯業系サイディング(金属サイディングオプション)
建具	外部:アルミ製、内部:木製(共に普及品程度)

主な内部仕上げ

床	複合フローリング、又は長尺シート張り
壁	ビニルクロス張、又は一部壁紙張り
天井	ビニルクロス張、又は吸音板張り



返済シミュレーション(融資額980万円、元利均等返済毎月払い(ボーナス併用払無)、元金据置期間無しの場合)

借入金額	借入金利/年	35年返済		20年返済		15年返済		
		毎月の返済額	総返済額	毎月の返済額	総返済額	毎月の返済額	総返済額	
基本融資額	980万円	0.63%	26,006	10,922,469	43,470	10,432,815	57,071	10,272,828
特例加算額	-	1.53%						

※金利は平成29年7月21日現在であり、順調として毎月見直しがあります。金利が変わると上記返済額等は変わります。

地域住宅生産者グループの基本情報

所在地	八代市新開町3番33号
グループ構成	合計33社(設計/2社、施工/2社、林業・木材/2社、建材流通/6社、その他業務/21社)
代表者	NPO法人木の未来会
連絡窓口	[NPO法人木の未来会]理事長 松田秀一 [メール] kinomiraisya@yahoo.co.jp [電話] 090-8416-0333 [FAX] 0965-37-1501(松田産業内)

(出典)「住まいの復興ガイドブック 地域住宅生産者グループがつくる くまもと型復興住宅【平成30年1月改訂版】」

表 「くまもと型復興住宅」セミナー・相談会等実績

年度	名称	内容	場所	回数	参加組数
H28年度	セミナー	住宅再建、宅地・地盤、住宅融資	テクノ仮設団地パレア	3回	337
	相談会	住宅再建、宅地・地盤、住宅融資	テクノ仮設団地	6回	387
H29年度	催事出展	住宅再建	グランメッセ	2回	1500
	相談会	住宅再建、宅地・地盤、住宅融資	各仮設団地、町役場、公民館等	30回	384
合計				41回	2608

(出典) 熊本県からの提供資料より作成

【20160137】恒久住宅の供給・再建（熊本市）

①伴走型住まい確保支援事業

- ・ 建設型（プレハブ）仮設住宅や借上型（みなし）仮設住宅等に入居され、住まいの再建に支援が必要な世帯について、1日も早く恒久的な住まいの再建ができるようきめ細かな支援を行う必要があった。このため、各世帯の状況に応じた物件情報等の案内や入居手続きに関する支援、関係機関への繋ぎ等、各世帯に寄り添った支援を実施し、仮設住宅の供与期間内に、恒久的な住宅の確保につながる制度として、伴走型住まい確保支援事業を平成29年7月1日から開始した。事業を進めるにあたっては、仙台市からの助言を得た。
- ・ 事業は、熊本県賃貸住宅経営者協会への委託により実施し、人員体制（責任者1名（宅地建物取引士）、調査担当10名、専門相談員1名、事務担当1名）は13名、執務室は本庁舎内に設置した。
- ・ 具体的な実施内容は、以下の通りである。
 - (1) 希望に応じた物件情報等のご案内
 - (2) 入居に関する手続き等のお手伝い
 - (3) 被災家屋解体後の土地売却や利活用の相談
 - (4) 相談内容により行政部署や関係機関へ繋ぐサポート
 - (5) 各種支援制度等のご案内
- ・ 当事業では、委託事業者が被災世帯の希望条件（家賃や間取り等）をとりまとめ、市内の不動産会社へFAXにより依頼し、不動産会社から被災者へ物件を紹介する方法で支援を行っており、平成30年2月末時点で述べ914件を不動産会社へつないでいる。（※宅建業法との関係から、直接、物件の紹介や物件情報をホームページ等へ掲載することは出来ない。）
- ・ 平成29年11月17日～12月6日にかけて、仮設住宅等に入居されている全ての世帯に対して「住まいの再建に向けた意向確認」調査を実施し、仮設住宅における供与期間延長希望の有無、再建方法（自宅再建、民間賃貸住宅、公営住宅）を把握することで、住まい再建に課題を抱える各世帯のニーズに沿った、効率的な事業推進につなげている。
- ・ 平成30年度は、住まい再建支援の基本方針として、「住まい再建の三本の柱（図1参照）」を掲げ、重点的な支援を進めている。具体的には、伴走型住まい確保支援として、平成29年度に引き続き、各世帯の希望やニーズに寄り添いながら、民間賃貸住宅への入居支援を実施するとともに、公営住宅の提供として、災害公営住宅や市営・県営住宅を希望される世帯へのマッチングを進めている。また、福祉的支援として、経済的な自立に向けた支援や生活保護制度による支援を行うほか、日常生活において介護等の支援を必要とされる方々へ、施設入所等による支援を実施することで、仮設住宅供与期間内での恒久的な住まい確保に向け、効果的な支援を展開していくこととしている。

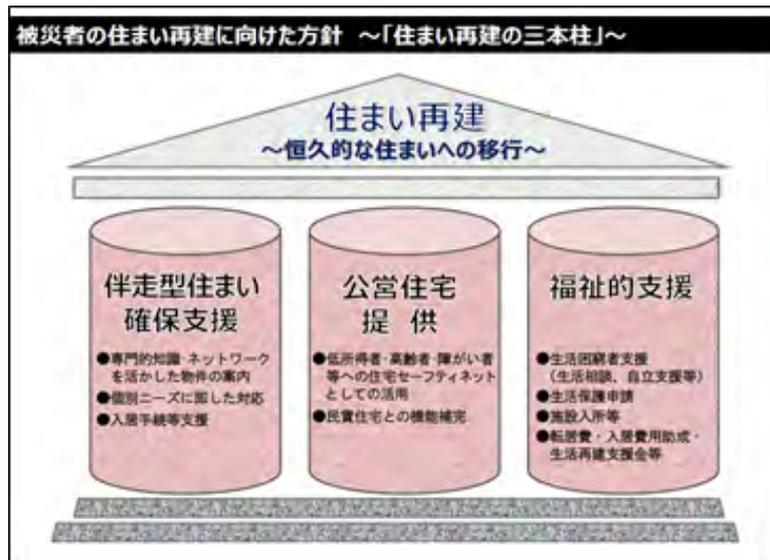


図 平成 30 年度に基本方針として掲げる「住まい再建の三本の柱」

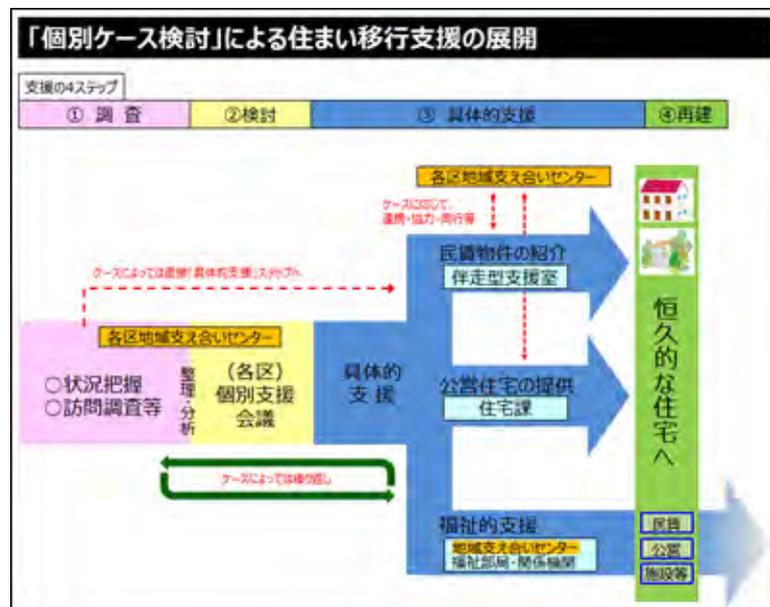


図 個別ケース検討による住まい移行支援の展開

(出典) 熊本市からの提供資料

②一部損壊世帯への支援

- ・ 今回の熊本地震においては、住家の被害が広範囲にわたり、一部損壊世帯への支援の必要性と義援金の受入額の状況を鑑みて、熊本市災害義援金配分委員会は、以下の住家被害（一部損壊）を受けた世帯に義援金の配分を決定した。

- 修理費 100 万円以上支出した世帯：10 万円（熊本県からの配分で、県下他市町村でも実施）
- ひとり親世帯：3 万円（熊本市独自）
- 非課税世帯：3 万円（熊本市独自）

③熊本市液状化対策技術検討委員会

- ・ 熊本地震により、熊本市では、約 11 万棟を超える家屋被害や大規模な土砂災害等の甚大な被害を広くもたらし、個人所有の宅地においても、大規模盛土造成地における滑動崩落の被害や小規模な擁壁の倒壊等の被害が数多く発生した。
- ・ 熊本市の低平地で広範囲に生じた液状化現象による道路等の公共施設及び宅地への被害の復旧を早期に実施し、液状化対策の検討において必要な技術的事項について専門的な見地から意見を徴取することを目的に、地盤工学等の学識経験者によって構成される「熊本市液状化対策技術検討委員

会」を平成 29 年 4 月 1 日に設置した。

- 委員会設置趣意書では、単に被災した建物や道路等を復旧するだけでなく、液状化の発生要因やメカニズムを解明し、再度災害を防ぐため、道路等の公共施設と宅地との一体的な液状化対策を検討する必要があるとしている。

表 熊本市液状化対策技術検討委員会委員一覧（平成 29 年度）

区分	所属・役職等
委員	東海大学大学院産業工学研究科教授
委員	熊本大学名誉教授
委員	熊本大学大学院先端科学研究部准教授
委員	九州工業大学大学院工学研究院建設社会工学研究系教授
委員	福岡大学工学部社会デザイン工学科教授
委員	国土交通省都市局都市安全課企画専門官

（出典）熊本市「熊本市液状化対策技術検討委員会（案）設置趣意書」より作成

表 委員会議事

第 1 回	平成 29 年 6 月 27 日	(1) 熊本市の液状化被害の状況 (2) 事業候補地区の選定について (3) 近見地区の調査報告
第 2 回	平成 29 年 10 月 27 日	(1) 前回の確認事項について (2) 現地試験（揚水試験）の結果について (3) 実証実験の候補地について
第 3 回	平成 30 年 1 月 25 日	(1) 前回の確認事項 (2) 液状化対策の目標値の方針 (3) 実証実験の計画
第 4 回	平成 30 年 3 月 28 日	(1) 事業地区の選定 (2) 実証実験施設の設置

（出典）熊本市液状化対策技術検討委員会資料より作成

【20160138】恒久住宅の供給・再建（宇城市）

- すべての市民が被災者であり、何かしら被害を受けているとの認識の下、それまで一切の支援がなかった一部損壊等の世帯を対象に、復興券（商品券）として一部費用を支援し、被災者の生活再建の一助として、ひいては、復興券利用による地元小売店での消費拡大を後押しすることを目的として、平成 28 年 10 月に宇城市被災住宅等再建支援事業を創設した。この事業は市の一般財源で実施する宇城市独自の事業である。
- 地震及び豪雨災害で住宅や宅地などが被災し、復旧費用が 30 万円（税込み）以上かかった世帯に対し、「宇城市復興券」（市内対象店舗で使える商品券）を交付した。
- 予算規模は平成 28 年度補正予算において、復興券として 5 億円、換金等の事務委託として 2,000 万円の合計 5 億 2,000 万円を計上。（平成 29 年度に繰越にて現在対応中。）
- なお、あくまでも災害救助法に基づく応急修理の制度を参考にしているため、住家等（借家や空家、賃貸住宅は除く）に限定した。
- これまでに 5 万円券を 1,406 件、3 万円券を 256 件、計 1,662 件、7,798 万円分を発行した。（平成 30 年 2 月末実績）

表 宇城市被災住宅等再建支援事業の概要

支援対象	・地震で半壊に満たない被害を受けた世帯 ・豪雨災害で被害を受けた世帯（地震で半壊以上を除く）
条件	・被災した住宅や宅地などの復旧にかかった費用が総額 30 万円（税込み）以上であり、工事が完了していること。 ・被災時、宇城市内に住所があった世帯 ・その他：法人でないこと、市税を滞納していないこと等
対象経費	・住宅の屋根、外壁、内装、窓、給排水設備などの復旧費用 ・住宅に付随する門扉、石垣、ブロック積みや宅地被害などの復旧費用 ※解体・撤去のみの費用、清掃・室内クリーニング費用、材料費、電化製品、家具類などの家財は対象外。
支援内容	復旧に要した経費の総額が 30 万円以上 50 万円未満：3 万円分の宇城市復興券（商品券） 復旧に要した経費の総額が 50 万円以上：5 万円分の宇城市復興券（商品券）

（出典）宇城市「被災家屋（半壊未満）の復旧工事を行った世帯を支援します」

【20160139】土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業（美里町）

- ・ 本事業は、「熊本地震復興基金」を活用して「土砂災害特別警戒区域」からの移転を促進する事業であり、美里町の他、県下の市町村でも実施されている。
- ・ 土砂災害特別警戒区域（通称:レッドゾーン）内の自己用住宅に区域指定前から居住し、本地震により被災者生活再建支援制度の受給対象となった被災者の中で、再建（移転・建替え）が必要となった方に対し「被災住宅再建支援事業」として、従来の「土砂災害危険住宅移転促進事業」を拡充。
- ・ なお、美里町における本事業の対象世帯は6戸程度であり、うち2戸については、本制度を活用する予定である。

熊本地震による住宅被災者の皆様へ、再建時の移転費・住宅補強費を支援します

土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援について

●土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内に居住する方々へ、安全な区域へ移転される際の費用の一部を平成27年度から支援しています（土砂災害危険住宅移転促進事業）。

制度拡充

熊本地震により被災された方（被災者生活再建支援制度[※]の受給対象者）へも支援対象を広げました。

[※]被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する制度

対象住宅（空き家・賃貸住宅を除く）

事業要件

- ◎現在お住まいの住宅の除却
- ◎県内の安全な区域（レッドゾーン、イエローゾーン外）への移転

支援内容

- ◎移転先住宅の建設・購入費、リフォーム費
- ◎移転経費（自動車移転費等）
- ◎アパート等の賃貸費（1年間）
- ◎現住宅の除却費等

最高300万円

●事業（再建）に着手されている場合、又は完了している場合も事業の対象となります。

移転が困難で、やむを得ず現地再建をされる方へ **新規創設**

●土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内で住宅を再建される際は、建築基準法で規定された住宅補強が必要です。これらの補強費用の一部を支援します。

対象住宅 地震により倒壊

倒壊

レッド内の住宅再建では住宅補強が必要

支援内容

- ◎住宅補強の工事に要する費用
- ◎住宅補強のために必要な設計に要する費用

最高150万円（上記費用×1/2）

お問い合わせ

- 美里町役場(総務庁舎) 建設課 TEL:0964-47-1113
- 熊本県砂防課 防災管理班(手続全般) TEL:096-333-2553
- 熊本県建築課 建築物安全推進班(補強方法) TEL:096-333-2535

熊本県住宅移転 標準
ご自宅がレッドゾーン内の方は、各地域振興局土木課、お住まいの市町村、熊本ホームページから確認できます。
熊本県土砂災害情報マップ 検索

図 美里町被災住宅再建支援事業について

(出典) 美里町「土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業」

【20160140】災害公営住宅の整備（南阿蘇村）

- ・ 住宅を滅失し、自力では住宅再建が難しい被災者の居住の安定を確保するため、災害公営住宅の整備を実施する事業として、南阿蘇村買取型災害公営住宅整備事業を実施した。この事業は、大工・工務店など、県内の民間事業者が、災害公営住宅として整備する木造住宅等を村が買い取ることであり、災害公営住宅の整備を迅速かつ円滑に推進することを目的とした。
- ・ なお、南阿蘇村では発災時に建設系の職員が少なく、速やかな施策遂行のため、県と協議し、直接建設方法（県委託）だけではなく民間事業者に発注する買取方法を併用した。

表 南阿蘇村買取型災害公営住宅整備事業のスケジュール

事業者募集要領等の公表・配布	平成29年12月18日（月）～ 平成30年1月16日（火）
事業説明会の開催	平成29年12月22日（金）
参加表明に関する質問書の受付	平成29年12月18日（月）～ 平成30年1月12日（金）
参加表明に関する質問への回答・公表	平成30年1月15日（月）
参加表明書の提出	平成29年12月18日（月）～
参加表明書に関する事前相談期間	平成30年1月16日（火）
<第1回目> 事業者募集要領等に関する質問書の受付	平成29年12月18日（月）～ 平成30年1月12日（金）
<第1回目> 事業者募集要領等に関する質問への 回答・公表	平成30年1月15日（月）
<第2回目> 事業者募集要領等に関する質問書の受付	平成30年1月19日（金）～ 平成31年1月26日（金）
<第2回目> 事業者募集要領等に関する質問への回答・公表	平成30年1月29日（月）
参加表明資格審査結果公表及び通知	平成30年1月19日（金）
提案書の提出	平成30年1月19日（金）～
提案書提出に関する事前相談期間	平成30年2月6日（火）
選定事業者の決定	平成30年2月21日（水）（予定）
基本協定締結	平成30年2月下旬
設計確認（開発許可、住宅性能評価）	平成30年6月下旬
売買契約	平成30年7月上旬
建設工期（完成検査完了の日まで）	平成30年7月上旬～平成31年2月下旬
売買（変更）契約	平成31年2月中旬
買取検査	平成31年3月上旬
住宅等の引渡し	平成31年3月中旬 （本事業における最終引渡期限）

※ 上旬とは月の1日～10日、中旬とは月の10日～20日、下旬とは20日～月の最終日
を示すものである。

（出典）南阿蘇村「南阿蘇村買取型災害公営住宅整備事業について」

- ・ 上記事業スケジュール以外にも、平成29年9月に「長期非難世帯」指定解除前から住民向けの説明会・相談会を定期的実施している。具体的には、平成28年6月～平成29年3月に全8地区を対象とした住民説明会、平成29年6月に計3回の個別相談会を開催している。
- ・ 指定解除後の平成29年10月からは、南阿蘇村各8地区の復興村づくり協議会が主体となり、復旧・復興や既存への取り組みについて検討を行っている。平成29年度は、今後の生活道路の復旧等について協議された。

(9) 被災者への経済的支援

【20160141】生活福祉資金貸付（熊本県）

○熊本県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付の特例貸付

- 生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れることを目的としている。
- 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対して、特例的に貸付償還期間を延長（返済期間＝20年以内）した「住宅の補修（250万円以内）」や「災害を受けたことにより臨時に必要な経費（150万円以内）」の貸付を実施した。

熊本地震による被災者の皆様へのご案内

生活福祉資金 福祉費

（住宅補修費・災害援護費）

生活福祉資金福祉資金の福祉費とは、低所得世帯^{※1}や障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上療育又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）に対して、日常生活を送るうえで一時的に必要な経費として貸付ける資金です。
今回の熊本地震で被災された皆様の「住宅の補修」や「災害を受けたことにより臨時に必要な経費」について、特例的に償還期間（返済の期間）等を延長してお貸しします。

※1 熊本地震を起因として勤務先の休業等により低所得となった場合を指します。

◆ 貸付内容 ◆

- 貸付限度額 ① 住宅の補修・保全等のための資金 250万円以内
② 災害を受けたことにより臨時に必要な経費 150万円以内
(家具什物の買い替えや外壁、納屋の補修など(生活費は除く))
- 償還期間 貸付の日から2年以内
- 償還期間 償還期間終了後20年以内
- 連帯保証人 原則として1人必要(いない場合も借入申請は可能です。)
- 貸付利率 無利子(連帯保証人ありの場合)又は1.5%(連帯保証人なしの場合)

◆ 申込に必要なもの ◆

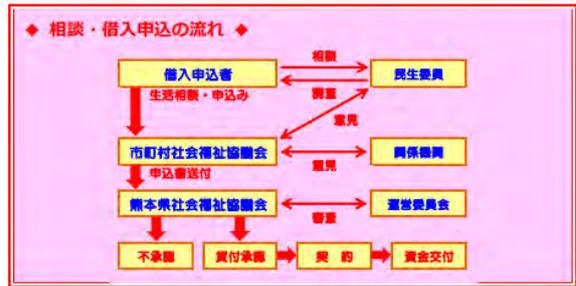
- ◎ 住民票簿本(全部記載)
- ◎ 平成27年分所得・課税証明書(所得証明書及び課税証明書)
- ◎ 罹災証明書
- ◎ その他、社会福祉協議会が審査のために求める書類

※ 住宅計画書や見積書など、資金の使途により提出していただく書類が異なりますので、市町村の社会福祉協議会にご相談ください。

◆ 相談窓口 ◆

- ◎ 居住する地区の民生委員または市町村の社会福祉協議会が相談窓口となります。

※ この資金は、世帯の安定を図ることを目的としていますので、申込から返済が完了するまで、お住まいの地域の民生委員が相談、援助活動を行います。



◆ 熊本県内 市町村社会福祉協議会一覧

市町村名	電話番号	市町村名	電話番号	市町村名	電話番号
熊本市	096-322-2331	玉東町	0968-85-3150	甲佐町	096-234-1192
八代市	0965-62-8228	和水町	0968-34-2366	山都町	0967-82-3345
人吉市	0966-24-9192	南関町	0968-69-9020	氷川町	0965-52-5075
鹿尾市	0968-66-2993	長洲町	0968-78-1440	芦北町	0966-86-0294
水俣市	0966-63-2047	大津町	096-293-2027	津奈木町	0966-61-2940
玉名市	0968-73-9050	菊陽町	096-232-3593	錦町	0966-38-2074
天草市	0969-32-2552	南小国町	0967-42-1501	あさぎり町	0966-49-4505
山鹿市	0968-43-1134	小国町	0967-46-5575	多良木町	0966-42-1112
菊池市	0968-25-5000	産山村	0967-23-9300	湯前町	0966-43-4117
宇土市	0964-23-3756	高森町	0967-62-2158	水上村	0966-44-0782
上天草市	0969-56-2455	南阿蘇村	0967-67-0294	相良村	0966-35-0093
宇城市	0964-32-1316	西原村	096-279-4141	五木村	0966-37-2333
阿蘇市	0967-32-1127	御船町	096-282-0785	山江村	0966-24-1508
合志市	096-242-7000	嘉島町	096-237-2981	球磨村	0966-32-0022
美里町	0964-47-0065	益城町	096-214-5566	苓北町	0969-35-1270

※お問い合わせ等は、各市町村社会福祉協議会をお願いします。

実施主体：社会福祉法人熊本県社会福祉協議会

連絡先：〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3番7号

TEL：096-324-5475

図 生活福祉金のお知らせ

(出典) 熊本県「県社協からのお知らせ 生活福祉資金 福祉費（住宅補修費、災害援護費）の特例措置について」

【20160142】 義援金の配分（宇土市）

○市独自の義援金の配分

- ・ 県の支援や義援金の対象から漏れた人に対して、宇土市に直接寄せられた義援金を配分した。具体的には、熊本地震や豪雨災害により、家屋が一部損壊（または床上浸水）となった世帯で、修繕に30万円以上の費用を要した世帯を対象とした。
- ・ 対象となる修繕工事の費用が100万円を超える世帯は、熊本地震義援金の配分対象であったため、30万円以上を対象とし、修繕対象箇所も拡充した。
- ・ 平成30年2月、既に義援金を受給している対象者（県からの義援金を含む）に対して、死亡者を除き一律2万円を追加配分した。また、一部損壊世帯で家屋を解体し、かつ新たに住宅を新築又は物件を購入した世帯を対象の義援金を新設した。
- ・ なお、義援金の原資は、平成29年10月末時点で、83,035,684円であった。

表 義援金の対象

対象世帯	次の(1)～(3)の要件をすべて満たす世帯 1.住家が一部損壊（または床上浸水）の判定を受け、修理費に30万円以上支払った世帯 2.熊本地震発生時に宇土市にお住まいだった世帯 3.修繕に100万円以上を要した一部損壊世帯への熊本地震義援金の配分対象となっていない世帯 ※一つの家屋に複数の世帯がある場合は、いずれか一つの世帯のみ対象 ※アパート、借家（マンションを除く）の修繕に関しては、居住者が修繕費を自己負担した場合のみ対象 ※市独自義援金受給後に、修繕個所の追加やり災区分の変更（例：一部損壊→半壊）があり、熊本地震義援金の対象となっても再申請は不可。修繕がお済みでない方やり災区分の再調査中の方は完了後に申請
対象経費	地震の被害を受けた箇所の修理とし、外構（門、車庫、塀等）の工事、家電製品の修理等は除く。 ※内装工事（壁紙、天井の仕上げ、ふすま、畳）も対象
義援金額	・修繕費が30万円以上50万円未満：4万円（当初、2万円） ・修繕費が50万円以上：5万円（当初、3万円）

（出典）宇土市「宇土市独自義援金」

表 義援金の支払い金額・件数

市独自区分	金額	件数	合計
修理費30万円～50万円	40,000	82	3,280,000
修理費50万円以上	50,000	196	9,800,000
一部損壊住宅解体・再建	120,000	1	120,000

県義援金への上乗せ	金額	件数	合計
死亡者	50,000	11	550,000
重傷者	20,000	22	440,000
住家被害	20,000	2,410	48,200,000

総計	62,390,000
----	------------

（出典）宇土市からの提供資料より作成（平成30年3月19日まで支給分）

(10) メンタルヘルスケアの充実

【20160143】 医師・看護師等による避難所等巡回（熊本市）

- ・ 熊本市市民病院が被災した院内での医療活動ができなかったため、本震後の平成 28 年 4 月 18 日より、医師・看護師等でチーム編成の上、各避難所を巡回し、医療・救護活動を行った。
- ・ 各避難所を巡回するに当たって、医療チームは医師 3 名・看護師 2 名・薬剤師 1 名・医療技術技師 1 名で編成し、主に避難者の健康面等の相談や、簡単な処方等を実施した。感染対策チームは医師 1 名・看護師 1 名・医療技術員 1 名で編成し、主に感染のケアや衛生面についての指導および衛生物品（マスク・消毒薬・石鹸等）の提供を行った。口腔ケアチームは医師 1 名、看護師 1 名、歯科衛生士 1 名、言語聴覚士 1 名、栄養士 1 名で編成し、特に高齢者を中心にケアが必要な避難者への指導や相談等を実施した。リハビリ専門チームは医師 1 名、看護師 1 名、理学療法士 1 名で編成し、避難所で動かない避難者等へ運動の促進や、足や手などの可動指導などを実施した。いずれのチームも朝 10 時から夕方まで、1 日に 3~4 か所の避難所を巡回し、平成 28 年 6 月 17 日まで継続した。
- ・ 機能を縮小した熊本市市民病院の看護師等は、避難所巡回以外にも以下のような様々な被災者支援を担った。
 - 固定診療所の設置
 - ボランティアセンターにおけるボランティアのケア
 - 在宅避難者巡回訪問
 - エコノミークラス症候群防止活動
 - 他病院や他被災地への医療関係者の派遣
 - 被災者や職員の心のケア
 - 地域支え合いセンターの相談員

(11) 公共施設等の災害復旧

【20160144】 施設等の応急復旧対応と業務継続・再開（熊本県）

- ・ 平成 28 年内の公共施設の応急復旧対応について以下に示す。
- 庁舎
- ・ 県庁舎（行政棟本館・新館）においては、地震発生直後より設備の点検を行い、庁舎機能を継続した。なお、敷地外周部に設けられた石垣等は、公道側に崩落したため、撤去した。
 - ・ 総合庁舎等においては、被災後緊急点検・被災度区分調査・設計及び緊急修繕工事を行った。また、県央広域本部土木部は、九州農政局八王寺分室に仮移転した。
- 医療衛生施設
- ・ （熊本市市民病院）法律に定める一類感染症患者を受け入れるためには、特別な病室の構造が必要であるが、その指定を受けている熊本市市民病院が被災した。移転再建には相当の期間を要し、再建費用も高額になるため、国の財政支援や場合によっては県の支援も必要となった。新生児集中治療室（NICU）に入院していた患者は、県内外の周産期母子医療センターに搬送された。
 - ・ （熊本県立こころの医療センター）病院建物本体については、一部損傷等（漏水、病棟と回廊のジョイント部分の段差など）はあるものの、ライフライン等に大きな被害はなく、病院機能は継続した。被災した他病院の入院患者が転院するまでの一時避難場所として、体育館へ計 67 名を受け入れた。また、他病院の入院患者 8 名を受け入れた（いずれも既に退院）。また、近隣住民等のために、平成 28 年 5 月 17 日まで 1 階待合ホールを避難用に開放（平日は外来診療に支障がないよう夜間のみ開放）し、多い日で 20 名程度を受け入れた。
- 社会福祉施設
- ・ （保育所・放課後児童クラブ）益城町に放課後児童クラブ 2 棟及び子育て支援拠点 1 棟の計 3 棟を設置し、児童の生活の場、未就学児を持つ親子の交流の場を確保した。南阿蘇村の大津町室南出口仮設団地内に、保育所及び放課後児童クラブの仮設の代替施設を設置し、当面の保育の場を確保した。一方、保育所・放課後児童クラブの代替施設を設置する適切な場所がない地域では、選定に長期間を要した。
 - ・ （高齢者関係福祉施設等）3,354 施設への被害調査に、多大な労力、時間を要した。被害が大きかった施設等においては、介護サービスの提供に支障が生じないよう、一時的に入所者を別の施設や系列の他事業所への移送が必要となった。周知方法は県 HP への掲載や FAX を活用したが、補助

制度や手続等の解説がなく、説明に時間を要した。

○その他

- ・ 消防学校は、本校舎については使用可であったが、屋内訓練場、武道場及び救急棟は使用不可となった。また、寄宿舎も点検・修繕を要した。
- ・ 警察本部は、被害を受けた施設を中心に応急危険度判定を行い、特に緊急に対応すべきものについては、応急復旧工事を実施した。
- ・ 食肉衛生検査所は、耐震上問題は発生しなかったが、施設が老朽化しているため、雨漏り防止やバイオハザードの観点から施設の整備が急務となった。
- ・ 動物管理センターは、研修棟（管理人棟）は今回の地震で屋根や排水設備が破損し、解体する必要が生じた。再整備については、動物愛護管理機能の強化等、今後の施設の在り方を含めた総括的な検討を行った上で、施設復旧を考える必要が生じた。
- ・ 道路や河川・砂防ほか公共施設等の早期の復旧・復興を図るため、震災関連等工事に係る入札制度の見直し及び円滑な施工確保対策を講じた。

(12) 防災活動体制の強化

【20160145】 減災につながった事前の準備・整備（熊本県）

○危機管理部門のOB職員への早期の応援依頼

- ・ 熊本県は、「大規模災害対応業務に従事する職員名簿取扱要領」に基づき、危機管理防災課及び消防保安課に所属した職員（異動後3年以内の者）を非常時に参集する体制を整えていた。（震災後5年以内に延長）
- ・ 震災時は、当該職員に応援依頼を行い、早期に人員及び初動体制を確保することができた。

○平時からの関係構築

- ・ 自衛隊、消防等と日頃から現場レベル、幹部レベル双方で「顔の見える関係」を構築しており、躊躇なく災害派遣要請ができた。

○ヘリコプターの防災駐機場の整備

- ・ 九州において広範囲かつ大規模な災害が発生した場合に熊本県が九州の広域的防災拠点としての役割を担う体制を整備するため策定した「九州を支える広域防災拠点構想（平成26年1月熊本県策定）」に基づき、阿蘇くまもと空港にヘリコプターの防災駐機場を整備していた。同防災駐機場は、熊本地震の際に、他地域からの応援ヘリ150機の受入拠点として機能した。

○下水道BCPの策定

- ・ 県では、平成27年5月までに県流域下水道及び県内下水道関係全31市町村において、「下水道BCP」の策定を完了し、平成27年9月までに、県流域下水道及び県内23市町村において、個別に実地訓練（緊急点検）を実施していた。
- ・ さらに、大型台風襲来等に伴う下水道施設電源の喪失（停電）を想定し、平成27年12月18日に、熊本県及び県内下水道関係全市町村間の連携強化を図るため、県内では当時初となる「下水道BCPに基づく県下一斉合同訓練」を実施していた。
- ・ これら「下水道BCP」とそれに基づく訓練の実施により、益城町等の市町村では、比較的円滑に初動対応を行うことができたものと考えられている。

【20160146】 減災につながった事前の準備・整備（熊本市）

○マンホールトイレの整備

- ・ 平成 25 年 3 月に策定された「熊本市下水道総合地震対策計画」の一環として、マンホールトイレの整備を位置付け、避難所である中学校（下水道計画区域内の 38 校）を対象に整備を行うこととした。マンホールトイレは 1 校あたり 5 基（そのうち 1 基は車いす用）整備を行い、平成 28 年 4 月 1 日時点で 4 校、計 20 基のマンホールトイレの整備が完了していた。
- ・ 今回の震災では、平成 28 年 4 月 16 日の本震後、同日の午前中までに 4 校すべての中学校へのマンホールトイレの設置が完了した。
- ・ 設置後は利用者も多く、使いやすいと好評であり、避難所の利用状況あるいは水道の復旧状況に応じて最長で平成 28 年 5 月 20 日まで利用を継続した。



図 マンホールトイレの設置状況

（出典）熊本市上下水道局「熊本地震におけるマンホールトイレの活用～避難所の生活環境向上に向けた取組～」

○緊急輸送道路の耐震補強

- ・ 震災前から、道路・橋梁の防災に関する事前の取組を行っていた。
- ・ 震災時には、緊急輸送道路の橋梁については応急的な耐震補強を終えていたため、落橋等の重大な被害に至らず、一定の効果があったものと考えられる。

【20160147】 自主防災組織体制の充実と備蓄の実施（南阿蘇村）

- ・ 平成 24 年 7 月の九州北部豪雨で、立野地区は孤立状態となったことを契機に、震災前から自主防災組織体制の充実、備蓄等を進めていた。このため、発災直後、被災住民への生活への影響は軽減された。

(13) 道路・交通基盤等の復興

【20160148】大規模災害復興法・道路法に基づく直轄代行による道路復旧（熊本県）

①道路法に基づく権限代行業(国):国道325号

- ・熊本地震災害により大規模な斜面崩壊が発生し、国道57号が崩落するとともに、阿蘇大橋が落橋した。国道57号から国道325号への接続部分が阿蘇大橋であり、阿蘇大橋の復旧にあたっては、高度な技術を要する大規模な橋梁が含まれるとともに、活断層に隣接するという特殊な地理的状況にあり、高度な技術力と活断層対策、無人化施工等高度な機械力が必要とされた。
- ・このため、熊本県は、道路法第13条第3項の規定に基づき、国に対し直轄権限代行の要請を行い、国の承認を経て、平成28年5月9日に県に通知された。主な経緯は下表に示す通り。
- ・本事業は、本震発生後、道路法でも代行が実施可能であること等を鑑み、道路法に基づき代行要請を行ったものである。
- ・代行業の実施に際しては、「国道325号ルート・構造に関する技術検討会」を設置し、大学等有識者らとともに、国、県の協議体として平成28年5月から平成30年3月にかけて計4回開催し、復旧方法の調整・決定を行った。
- ・また、用地買収が生じることや地元的主要アクセスルートである点を考慮し、地元説明会を2回開催した。その後、工事、用地買収に着手し、阿蘇大橋ルートは令和2年度の全線開通を目標として工事が実施されている。

表 要請・調整の流れ

平成28年	4月14日	・前震
	16日	・本震により大規模な斜面崩壊が発生。国道57号の崩落とともに阿蘇大橋が落橋
	23日	・国に対し「平成28年熊本地震に関する緊急要望」を提出 この中で国道325号の早期復旧を直轄事業に進めることを要請
	5月9日	・道路法に基づく国による直轄代行の決定
	12日	・第1回国道325号ルート・構造に関する技術検討会の開催
	16日	・今後の復旧方針について国と協議
	7月5日	・第2回国道325号ルート・構造に関する技術検討会の開催 (阿蘇大橋の架け替えⅠを現位置の下流側に決定)
	29日	・第3回国道325号ルート・構造に関する技術検討会の開催 (阿蘇大橋の橋梁形式を「PC3径間連続ラーメン箱桁橋」に決定)
	8月20日	・地元説明会開催(計画概要・現地測量等の説明)
	9月	・構造決定後、橋梁への歩道の新設について国と協議
	10月30日	・地元説明会開催(計画・用地買収等の説明)
	11月9日	・工事用道路工事着手開始
	12月	・用地買収着手開始
平成29年	4月16日	・阿蘇大橋ルートについて「平成32年度全線開通目標」を国が公表
	10月	・上下部工事のための進入路工事完成
平成30年	3月23日	・第4回国道325号ルート・構造に関する技術検討会の開催 (地質調査に基づく渡河部橋梁形式を決定)
令和2年		・年度内の完成を目標として復旧工事中

(資料) 熊本県資料より作成



図 国道 325 号阿蘇大橋架け替え位置と橋梁形式

(出典) 国土交通省「国道 325 号阿蘇大橋の橋梁形式について～ PC 3 径間連続ラーメン箱桁橋に決定～」(http://www.mlit.go.jp/common/001140415.pdf)

②大規模災害復興法に基づく権限代行事業(国): 県道熊本高森線

- ・ 県道熊本高森線は、トンネルの壁面剥落や複数の橋梁損傷により約 10 キロの区間が通行止めとなるなど、大きな被害を受けた。災害復旧について、熊本県は大規模災害復興法に基づく代行を国に要請し(5月13日)、同日付で国による直轄代行が決定し、全国で初めて大規模災害復興法に基づき国の代行事業として災害復旧が行われた。
- ・ 行政と専門家からなるプロジェクトチーム(PT)を設け、著しい損傷を受けた道路構造物の詳細な損傷状況調査や復旧工法の検討を行いながら、6橋梁、2トンネル及び土工部の復旧工事を段階的に通行を再開させながら進め、令和元年9月14日に全線で復旧完了し、開通した。

表 要請・調整の流れ

平成 28 年	4 月 16 日	・ 本震によりトンネルの壁面剥落、複数の橋梁損傷により約 10 キロの区間が通行止め
	5 月 10 日	・ 熊本地震が「大規模災害からの復興に関する法律」第 2 条第 9 号に規定する「非常災害」に指定(10 日閣議決定、13 日施行) ・ 代行事業申請様式の提供
	5 月 13 日	・ 特定災害復旧等道路工事施工要請書の提出(権限代行事業の要請)
	//	・ 大規模災害復興法に基づく国による直轄代行の決定
	6 月 1 日	・ 被災構造物の測量・設計着手開始
	3 日	・ 進入路確保のための工事着手開始
	14 日	・ 熊本地震道路復旧に向けたプロジェクトチーム(PT)を発足
	12 月 24 日	・ 俵山トンネル、南阿蘇トンネルが迂回路等を利用し暫定開通
平成 29 年	12 月 14 日	・ 鳥子地区区間(2.3km)の復旧完了、部分開通
平成 30 年	7 月 20 日	・ 桑鶴大橋区間(270m)の復旧完了、部分開通
令和元年	8 月 3 日	・ 俵山大橋の復旧完了
	9 月 14 日	・ 大切畑大橋の開通により俵山ルート全線で復旧完了

(資料) 熊本県資料より作成

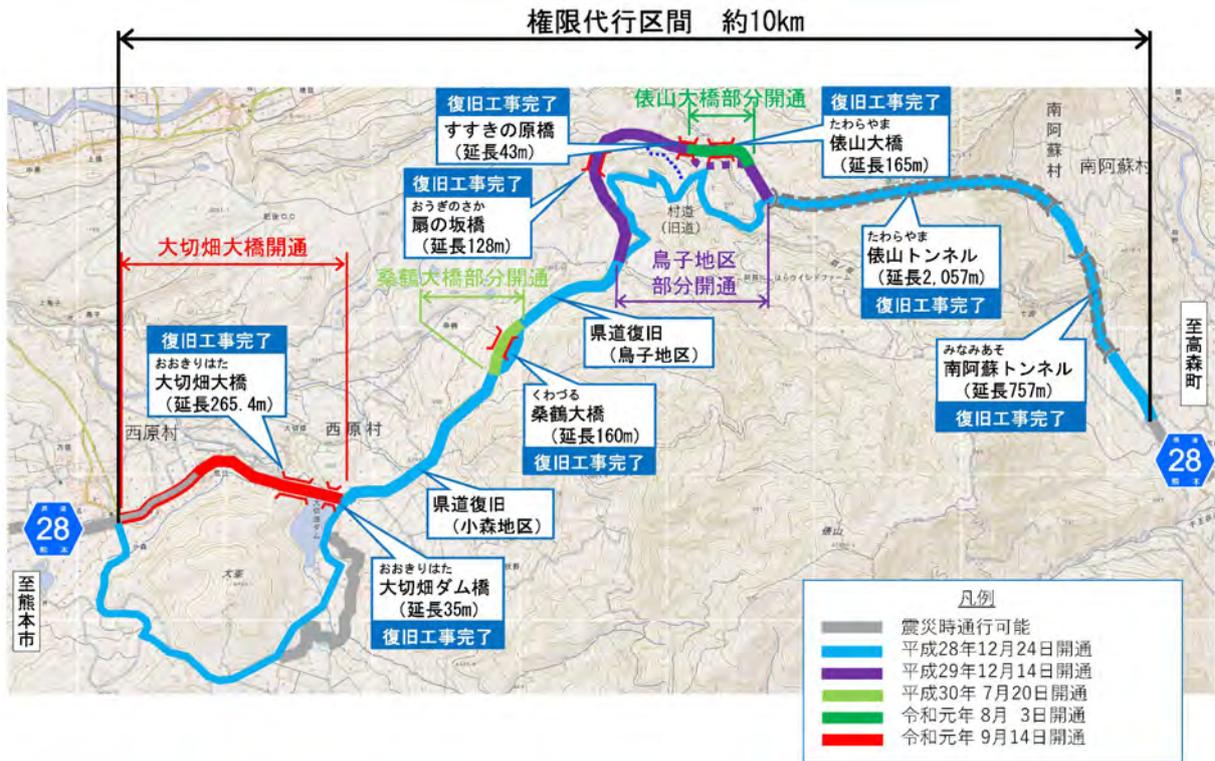


図 伊山トンネルルート の状況

(出典) 国土交通省九州地方整備局「県道熊本高森線（伊山トンネルルート）概要位置図」
http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto_r/img/pdf/road_28_99.pdf

③大規模災害復興法に基づく権限代行事業(県): 村道喜多～垂玉線、池の窪～小河原線、ゴルフ場～湯の谷線

- 熊本地震による甚大な被害を受け、南阿蘇村から、村道栃の木～立野線、村道喜多～垂玉線、池の窪～小河原線、ゴルフ場～湯の谷線の4路線の直轄代行の要望がなされたことを受け、構造物そのものが被害を受け、かつ技術的要件が高いものや規模が甚大なものは国で、その他については県が代行することを基本として調整を行った。
- 結果、村道喜多～垂玉線、池の窪～小河原線、ゴルフ場～湯の谷線の3路線、復旧延長 5.8km、概算被害額 8億5千万円を対象として県による直轄代行が決定した。
- 池の窪～小河原線が平成 29年 9月 1日に、ゴルフ場～湯の谷線は平成 30年 8月 30日に、喜多～垂玉線は平成 31年 4月 16日に昼間時の片側通行が可能となり、令和 2年度中の完了を目標として工事が進められている。

表 要請・調整の流れ

平成 28年	4月 14日	・前震
	16日	・本震
	5月 8日	・南阿蘇村から国・県への要望書の提出
	5月 10日	・「大規模災害からの復興に関する法律」第2条第9号に規定する「非常災害」に指定(10日閣議決定、13日施行)
	6月 10日	・南阿蘇村から特定災害復旧等道路工事施工要請書が提出(権限代行事業の要請) ・大規模災害復興法に基づく県による直轄代行の決定
平成 29年	9月 1日	・池の窪～小河原線の復旧完了
平成 30年	8月 30日	・ゴルフ場～湯の谷線の復旧完了
平成 31年	4月 16日	・喜多～垂玉線の昼間、片側通行可能に
令和 2年		・年度中の完了を目標として復旧工事中

(資料) 熊本県資料より作成

④権限代行制度実施上の課題

- ・ 県全体の公共施設の被害箇所は合計で 1,422 箇所、道路だけでも 566 箇所にのぼるなか、土木技術職員が 400 名を切る状況では、人員面でも技術面でもリソースが不足した。その点、権限代行制度の活用により、工事を著しく進捗させることができたことが評価されている。
- ・ 実施にあたっては、事前に代行を実施する主体（国や県）との調整が非常に重要である点が強調された。
- ・ また、権限代行の手続きについて、所定の申請様式等を事前に周知することにより、更に事務手続きの円滑化が図られるとの指摘があった。
- ・ あわせて、権限代行制度については、適用にあたっての根拠法等も含め、事前に代行を実施する主体（国や県）との早期の相談・調整が非常に重要である点が強調された。

【20160149】大規模災害復興法に基づく直轄代行による村道復旧（南阿蘇村）

①実施体制

- ・ 建設課全体で 9 名の職員がいたが、災害対応に多くの人手を取られ、権限代行については、ダム関係の担当職員と建設課長の 2 名で対応した。
- ・ なお、当時、村には技術職員がおらず、土木分野出身の一般行政職員が担当した。

②大規模災害復興法に基づく権限代行事業(国):村道栃の木～立野線

- ・ 村道栃の木～立野線は、南阿蘇村の中心と立野地区を結ぶ生活道路で、熊本地震の発生により村が分断、村唯一の総合病院である南阿蘇立野病院への交通が遮断され、救急搬送等、大きく迂回して移動することを余儀なくされた。
- ・ 村道栃の木立野線の復旧は、高度な技術力を要し、東日本大震災等での復旧工事の経験もある国による施工が不可欠であることから、全国で初めて大規模災害復興法に基づき国の代行事業として災害復旧が行われた。
- ・ 国への要請に至った経緯として、もともとこの地域に建設を予定していた立野ダムの施工の関係で、平成 23 年に九州地方整備局との間で「南阿蘇村における大規模な災害時の応援に関する協定」を締結し、台風発生時等、日頃から国（立野ダム工事事務所）と連携していたことや、村道栃の木立野線の復旧に高度な技術力を要することを踏まえ、要請する流れとなった。
- ・ 要請にあたっては、人員体制・被害額の点で村単独での復旧が難しい理由や、国・県に要望する理由の精査を行うとともに、TEC-FORCE による被災状況調査（村道総延長約 520km のうち、被災箇所 256 箇所、概算被害額 200 億円にのぼった）等の支援も活用しながら、要望書を平成 28 年 5 月 8 日に提出した。
- ・ 応急復旧工事は約 1 年 3 ヶ月の間実施され、平成 29 年 8 月 27 日に通行を再開した。
- ・ 復旧後は立野地区へのアクセスが改善し、南阿蘇村役場から立野交差点までの所要時間は約 10 分に改善された。また、大津町・高森町へのアクセスが改善（大津町－南阿蘇村－高森町（1 時間））、南阿蘇村での最大渋滞距離が約 1,090m（震災直後）から約 300m（開通後）と緩和された。
- ・ 平成 29 年 9 月時点で、南阿蘇村から熊本 IC までは約 35 分、南阿蘇村から熊本セントラル病院（大津町）は約 44 分（震災直後）から 28 分（開通後）と、約 16 分短縮された。

表 要請・調整の流れ

平成 28 年	4 月 14 日	・前震
	16 日	・本震
	18 日	・TEC-FORCE による被災状況調査
	5 月 8 日	・県・国への要望書の提出
	10 日	・熊本地震が「大規模災害からの復興に関する法律」第 2 条第 9 号に規定する「非常災害」に指定
	13 日	・村道栃の木～立野線の特定災害復旧等道路工事施工要請書の提出
	〃	・大規模災害復興法に基づく国による直轄代行の決定
	20 日	・権限代行工事開始告示
	24 日	・立野ダム工事事務所（現地事務所）による本省との調整
平成 29 年	8 月 27 日	・長陽大橋ルートの復旧完了、全線開通

（資料）南阿蘇村資料より作成



図 村道栃の木～立野線の被災状況

(出典) 国土交通省 立野ダム工事事務所プレスリリース (平成 28 年 5 月 31 日) 『『村道栃の木～立野線』～復旧に向けた作業について～』

(<http://www.qsr.mlit.go.jp/tateno/jisin/1464682037.pdf>)



開通後の状況(平成29年8月31日撮影)



図 村道栃の木～立野線復旧の様子

(出典) 国土交通省九州地方整備局ウェブサイト・熊本復興事務所ウェブサイト
http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto/fukkyuu/sondou/170607/170607_sondou.html
http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto_r/road_village.html

③大規模災害復興法に基づく権限代行事業(県):村道喜多～垂玉線、池の窪～小河原線、ゴルフ場～湯の谷線

- ・ 5月8日に提出した要望書において、村道栃の木～立野線に加え、村道喜多～垂玉線、池の窪～小河原線、ゴルフ場～湯の谷線の3路線の代行を要望する旨を記載し、国及び県に提出した。
- ・ 県での精査を受け、3路線については県にて代行を行うことで調整された。
- ・ これを受け、6月10日に特定災害復旧等道路工事施工要請書を県に提出し、同日県が大規模災害復興法に基づき県の直轄事業として実施することが決定し、3路線、復旧延長5.8km、概算被害額8億5千万円を対象として、県による直轄代行事業が実施された。
- ・ 池の窪～小河原線が平成29年9月1日に、ゴルフ場～湯の谷線は平成30年8月30日に、喜多～垂玉線は平成31年4月16日にそれぞれ開通し、供用開始した。

表 特定災害復旧等道路工事の対象路線概況

路線名	被害箇所名	復旧延長 (km)	被害報告額 (千円)
村道 喜多～垂玉線	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字長野字山ノ内～同村大字河陽字三ノ川	約3.2km	1,093,200千円
村道 池の窪～小河原線	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字中松字池ノ窪～同村大字中松字池ノ窪	約0.9km	394,700千円
村道 ゴルフ場～湯の谷線	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字猿渡～同村大字河陽字吉岡	約1.7km	97,800千円

(出典) 南阿蘇村資料



図 村道3路線の被害状況と復旧状況

(出典) 熊本県土木部道路保全課道路整備課「平成28年熊本地震～道路施設の被害状況及びこれまでの復旧・復興への取り組み～【道路編】」(平成29年2月20日)
 熊本県土木部「復旧・復興のあゆみ【第3号】」(平成30年10月15日)

④権限代行制度実施上の課題

- ・ 権限代行制度については、ダム工事事務所からの知見提供を受けて初めて職員が制度の存在の認知に至るなど、地方公共団体職員の認知度の低さが指摘された。権限代行制度の活用により、260箇所の災害査定に人員を集中投下できたことから、制度の平常時からの認知度の向上が求められている。
- ・ また、制度適用の判断基準の複雑さについても指摘がなされている。東日本大震災ほどの大規模災害でなければ適用されず、今般の災害規模では制度が適用されるとの発想には至らないであろうと考えていたという意見があった。このため、適用事例の紹介等の充実が要望された。

【20160150】私道復旧事業（嘉島町）

- ・ 本事業は、被災した集落等における住民の生活環境の早期回復を図るため、「熊本地震復興基金」を活用して、公道と集落等を結ぶ生活道路である私道の復旧に係る経費の一部を支援するものであり、嘉島町の他、県下市町村でも実施された。

表 私道復旧支援の内容

支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災した集落等における住民の生活環境の早期回復を図るため、公道と集落等を結ぶ生活道路である私道の復旧に係る経費の一部を支援する。 ※ 生活道路とは、主として地域住民の日常生活に利用される道路のことである。
支援対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年熊本地震で被災した生活道路である私道（民有地）で、次のすべての要件を満たすものが対象。 ・ なお、公簿上の地目の種別は問わないこととする。 ①一般交通の用に供しているものであること ②公道（町道・里道等）に接続するものであること ③幅員が概ね1.8m以上あること ④所有者の異なる住宅が連たんして2戸以上建ち並んでいるものであること ⑤集落等で維持管理しているものであること
支援対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援対象の私道を管理する自治会又は集落等である。 ・ なお、申請はその組織の代表者の方からとなる。
支援対象経費と補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援対象の私道の被災箇所の原形復旧に要する経費の1/2以内（上限1,000万円） ※ 復旧事業費50万円未満のものを除く。 ※ 既に復旧工事等を行っている場合であっても、熊本地震により被災した私道であることが確認できれば補助の対象。

（出典）嘉島町「私道復旧事業費の一部支援のお知らせ」より作成

（14）公園・緑地等の復興

【20160151】共同墓地の復旧支援事業（甲佐町）

- ・ 本事業は、熊本地震により被災した共同墓地の早期復旧を図るため、「熊本地震復興基金」を活用して、復旧に要する費用を補助するものであり、甲佐町の他、県下市町村で実施されている。

表 共同墓地の復旧支援事業の概要

事業の対象となる墓地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年熊本地震（これに伴う余震を含む。）により被災した、地域の住民が共同で設置し、自ら管理する共同墓地で、納骨堂または墓石が2墓以上あるもの。 ※ 地方公共団体、宗教法人、公益財団法人及び個人が経営主体の墓地は対象外。
事業の対象となる工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共有部分（通路、外溝、水道設備、建築物等）の復旧工事 ・ 共有部分または他所有者の区画に倒れた墓石の移設工事（撤去も含む） ※ 共有墓地内であっても、個人の墓石などの損壊部分は補助の対象外。
交付額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象工事費額（税込み）×1/2 ・ 対象工事費額の上限については2,000万円で、最大1,000万円の補助を受けることが可能。 ※ 対象工事費額とは、対象工事に関する調査、設計、工事に掛かった費用（税込み）の合計とする。 ※ 交付額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てる。 ※ 補助金の申請は個人ごとの申請ではなく、1共同墓地につき1申請で、1回のみ。 ※ 交付額の計算例：対象工事費額500万円の場合 500万×1/2=250万円（補助金）、250万円（所有者負担額）

（出典）甲佐町「共同墓地復旧支援事業について」より作成

(15) 文化の再生

【20160152】平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金（熊本県）

○経緯

- 熊本城や阿蘇神社等の多くの文化財が被害を被災した。発災以降早い時期から、被災文化財復旧のため民間から多くの寄附が寄せられた。平成28年7月に、これらの文化財の一日も早い復元・修復等を支援する民間組織として、経済界や熊本にゆかりのある方々による「熊本城・阿蘇神社等被災文化財復興支援委員会」が結成され、募金活動が本格化した。

表 熊本城・阿蘇神社等被災文化財復興支援募金趣意書

平成28年の4月14日夜と16日未明に立て続けに発生した震度7という「平成28年熊本地震」と、それに引き続く余震により、熊本の貴重な宝である文化財は大きな被害を受けました。とりわけ、繰り返し報道された熊本城の崩れゆく石垣、瓦が落ちる天守閣や倒壊した阿蘇神社楼門の姿は、県内外に大きな衝撃を与えました。古来より守り受け継がれてきた貴重な文化財の復旧は、被災地域の精神的支えになります。また、県内外への復興のアピールとして、さらには国内外から多くの人が熊本を訪れ、熊本を知り、文化に触れていただくためにも、必ず成し遂げないといけません。このような趣旨を踏まえて、このたび、熊本城・阿蘇神社をはじめとする熊本の被災文化財支援のための募金活動を行うこととしました。熊本の貴重な宝である文化財が一日も早く修復することができるよう、なにとぞ皆様の温かいご支援をよろしくお願いいたします。

(出典) 熊本城・阿蘇神社等被災文化財復興支援募金趣意書

表 熊本城・阿蘇神社等被災文化財復興支援委員会

<p>【委員長】 甲斐隆博（熊本経済同友会代表幹事・株式会社肥後銀行代表取締役頭取）</p> <p>【全国委員】 細川護熙（元内閣総理大臣・元熊本県知事） 木村 康（JXホールディングス株式会社代表取締役会長） 斉藤 惇（株式会社KKRジャパン会長・元東京証券取引所社長） 山下泰裕（東海大学副学長） 松尾信吾（九州経済連合会名誉会長・九州電力株式会社相談役） 小山薫堂（放送作家・脚本家） 安藤忠雄（建築家）</p> <p>【熊本代表委員】 浅山弘康（熊本県経営者協会会長・株式会社熊本放送特別顧問） 伊東昭正（熊本県商工会連合会会長） 川村邦比兎（株式会社熊本日日新聞社代表取締役社長） 田川憲生（熊本商工会議所会頭・ホテル日航熊本代表取締役会長） 中山峰男（崇城大学学長） 原田信志（熊本大学学長） 本松賢（熊本経済同友会代表幹事・株式会社テレビ熊本代表取締役会長） 吉丸良治（熊本県文化協会会長）</p>
--

(出典) 熊本城・阿蘇神社等被災文化財復興支援募金趣意書

- 被災文化財の所有者負担の軽減を図ることを目的に、支援募金あるいは経済界等からの寄附を原資とした「平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金」を条例により平成28年10月に設置し、指定文化財に加え未指定文化財の復旧を支援する補助制度を創設した。平成28年度2月補正により、指定文化財及び登録文化財の支援に対する予算確保に続き、平成29年度当初予算において、未指定の歴史的建造物復旧を支援する補助金予算を確保した。
- 補助制度の運用にあたっては、外部からの委員を含め構成される平成28年10月には「熊本地震被災文化財等復旧復興基金配分委員会」を設立し、平成29年2月に配分方針等を決定した。

表 熊本地震被災文化財等復旧復興基金配分委員会

区分	所属・役職等
委員長	熊本県文化協会会長 熊本文化懇話会代表世話人
委員	熊本大学大学院自然科学研究科教授
委員	熊本大学文学部附属永青文庫研究センター長
委員	熊本大学大学院自然科学研究科教授
委員	公益社団法人熊本県観光連盟専務理事
委員	熊本経済同友会都市圏戦略委員長
委員	熊本県教育庁教育総務局長

(出典) 熊本県からの提供資料より作成

- さらに、平成 29 年 10 月には、平成 28 年度熊本地震被災文化財等復旧基金条例に基づく基金を活用し、熊本地震で被災した歴史的価値のある建造物及び未指定の動産文化財の復旧に係る基本方針、基金を活用し復旧する建造物及び動産文化財の選定、基金を活用する建造物及び動産文化財の復旧方法等を審議することを目的として、「平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金活用歴史的建造物検討委員会」及び「平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金活用動産文化財検討委員会」をそれぞれ設置した。

表 検討委員会メンバー

平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金活用 歴史的建造物検討委員会	平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金活用 動産文化財検討委員会
熊本大学大学院自然科学研究科教授	九州国立博物館学芸部長・企画課長兼務
熊本高等専門学校客員教授	熊本大学文学部教授 熊本大学永青文庫研究センター長
公益社団法人熊本県建築士会まちづくり委員長	八代市立博物館・未来の森ミュージアム上席学芸員
文化庁（オブザーバー）	文化庁（オブザーバー）

（出典）熊本県「平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金活用検討委員会資料」より作成

○実績

- 支援募金は、平成 30 年 3 月時点まで、約 800 件の受付で約 37.9 億円が集まった。復旧に関する配分は、指定文化財では、国指定文化財 12 件、県指定文化財 25 件、市町村指定文化財 108 件、国登録文化財 45 件、未指定文化財では歴史的な文化財 159 件、動産文化財 38 件に対して行われている。（平成 30 年 3 月時点）

○被災文化財救援事業

- 熊本地震によって被災した県内の文化財等を緊急に調査・保全し、文化財等の廃棄・散逸を防止するため、文化庁により「熊本県被災文化財救援事業（文化財レスキュー事業）」が実施されている。
- 本事業は、九州国立博物館ネットワーク推進室内に事務局として九州救援対策本部を設置し、熊本県教育委員会との協力によりレスキュー活動を行うものである。
- 平成 28 年度で文化庁による事業は終了し、平成 29 年度からは、地元市町村、文化庁、九州国立博物館及び九州各県からの支援の下、熊本県主導で活動を継続している。
- 文化財レスキューにより救出した動産文化財の復旧に対する基金の活用は、平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金活用動産文化財検討委員会において審議されている。

1 報告事項

① 文化財レスキュー事業の取組み

ア これまでの取組み

(ア) 救出状況

- 平成 28 年度は、28 件の家屋から 14,400 点の動産文化財を救出。
- 平成 29 年度は、15 件の家屋から 8,800 点の動産文化財を救出（今年度中に 3 件の家屋から救出の予定）。
- ※救出した主な動産文化財：古文書、書画、書籍、仏像、漆器 掛軸、民具

(イ) 整理作業

- 救出した動産文化財は、返却するまでにクリーニング・台帳作成等（整理作業）を実施する必要がある。
- これまで救出した動産文化財に対し、順次整理作業を実施している。
- 民間のボランティアの方々による支援（延べ 30 人）により、整理作業が進捗。

H28 年度分	整理済（93%）	7%
H29 年度分	整理済（22%）	未整理（78%）

(ウ) 補助対象候補の動産文化財

- 第 1 回検討委員(10/19)で、歴史的価値が高く市町村指定文化財となり得る 13 点の補助対象候補の動産文化財選定。
- 関係市町村と市町村指定に向けた調整の確認。
- 関係市町村と連携して、所有者に対し、県補助制度説明、市町村指定及び指定後の公開等についての調整を実施。

(エ) 定例会の開催

- レスキュー事業の円滑な運営に向け、関係機関（九州国立博物館、熊本被災史料ネット、県博物館連絡協議会（熊本市立博物館）県立美術館、県博物館ネットワークセンター等）による定例会を開催。
- 6 月の第 1 回定例会から、これまでに 23 回開催し、レスキュー案件への対応や整理作業の進捗状況等について協議。

イ 今後の取組み

- 救出した動産文化財の所有者への返却（※救出すべき動産文化財が発見した場合には迅速に対応）。
- 民間の財団など、所有者負担の軽減を図る。○民間ボランティアを対象とした市民サポーター養成講座の実施。
- 文化財レスキューの記録を含め、熊本地震における取組みや成果等についての情報発信。

図 文化財レスキュー事業内容

（出典）熊本県「平成 28 年熊本地震被災文化財等復旧復興基金活用動産文化財検討委員会（第 2 回）資料」

【20160153】熊本城災害復旧支援金・復興城主制度（熊本市）

○概要

- ・ 「平成28年熊本地震」により、熊本城は甚大な被害を受け、その復旧・復元には長い年月と莫大な費用を要することが見込まれた。
- ・ 発災直後から熊本城の被害状況は報道等により全国に発信され、国内外から熊本城の修復・再建に向けた励ましや、支援の申出が多数寄せられたことから、熊本城の災害復旧事業に特化した寄附金の受付を検討することとなった。熊本地震以降の寄附の申出について、「熊本城災害復旧支援金」を新たに設置し、平成28年4月21日から支援金の受付（金融機関からの振込み）を開始した。
- ・ 一方、熊本城では震災以前から熊本城復元整備基金に基づく「一口城主」制度を運用していたが、地震により平成28年4月21日より休止していた。しかし、震災以降、城主制度再開による寄附を望む声が多かったため、平成28年11月1日から、従前の「一口城主」制度をベースとして、熊本城への復旧支援として1万円以上の寄附をいただいた方を「復興城主」とする「復興城主制度」として再開した。

○熊本城災害復旧支援金及び復興城主制度設置による効果

- ・ 熊本城災害復旧支援金及び復興城主制度で集まった寄附金については、すべて熊本城復元整備基金に積み立て、熊本城の復旧・復元にかかる経費全般に充当している。
- ・ 石垣や重要文化財建造物等の復旧事業については、国からの支援を受けつつ進めており、基本的には国庫補助では賅えない部分へ充当している。
- ・ 具体的には、石垣や建造物の部材回収や本格復旧事業にかかる調査・設計・計画策定に関する委託料や工事請負費などの直接的な経費をはじめ、工事用動線の確保や熊本城域内の園路舗装、復旧過程の公開に必要な仮設物設置や記録誌作成などの間接的な経費、熊本城全体の安全対策に関する入規制措置や城域内の経費などに充当している。



飯田丸五階櫓（応急対策後の状況）



天守閣（復旧工事着工後の状況）

図 熊本城の状況

（出典）熊本市「平成28年熊本地震 熊本市 震災記録誌～復旧・復興に向けて～発災からの1年間の記録」

【20160154】国指定重要文化財「通潤橋」復興事業（山都町）

○通潤橋復興事業支援金の設立

- ・平成28年熊本地震により、国指定重要文化財「通潤橋」は、橋上にある通水石管の継目から著しい漏水が生じ、特に漆喰部分に大きな被害を受けた。
- ・通潤橋は、農業用水路としての機能を維持している「生きている文化財」であり、貴重な文化財を後世に保存・継承していくため、通潤橋復興事業支援金を設け、熊本地震からの復旧・復興と今後の通潤橋の漆喰等維持管理の活用を計画した。
- ・「通潤橋復興事業支援金」については、平成29年12月末日までで、304件、約1,437万円の応募があった。

○保存修理工事の状況について

- ・平成29年4月末より仮設足場の設置及び資材を搬入するためのケーブルクレーンの設置、同年6月1日より橋上の通水管の被害状況を確認するため、橋上の掘削を開始した。
- ・橋の石垣の変状把握のため、地震以前の平成25年に実施した3Dレーザー計測結果との比較を行い、3箇所の子り出し部位を確認した。
- ・熊本地震直後の通潤橋で確認された漏水の原因であった、漆喰目地の詰め替え修理を行った。



写真1 熊本地震直後の漏水状況(1)
[平成28年4月16日 生涯学習課 撮影]



写真1 仮設足場を設置した通潤橋 [平成29年6月1日 生涯学習課 撮影]



写真9 漆喰の充填作業(1) [生涯学習課 撮影]



通潤橋の放水 [山都町教育委員会 撮影]

図 通潤橋の放水

(出典) 山都町ホームページ「国指定重要文化財「通潤橋」復興事業支援金の募集について」

○復旧費用について

- ・通潤橋本体の復旧費用は約1億2,827万円（内、町拋出金は約1,924万円）、通潤用水上井手管水路（水路ヒューム管）の復旧費用は約9,790万円（内、町拋出金は約2,447万円）であり、文化庁の国宝重要文化財等保存整備費補助金を活用した。

(16) 中小企業の再建

【20160155】 中小企業にかかる資金繰り支援（熊本県）

○概要

- ・ 災害対応資金の信用保証料の全額補助や融資枠の拡充（1,800億円追加）を行い、被災した中小企業等の資金繰りを支援した。中小企業等への融資状況は以下のとおりである。
 - 平成28年度実績（うち災害対応資金実績）
8,694件 約1,123億円（7,477件、約1,060億円）
 - 平成29年度（12月末時点）実績（同上）
1,896件 約134億円（590件、約67億円）

日本財団と締結した「平成28年熊本地震に係る合意書」に基づく事業再建支援の御紹介

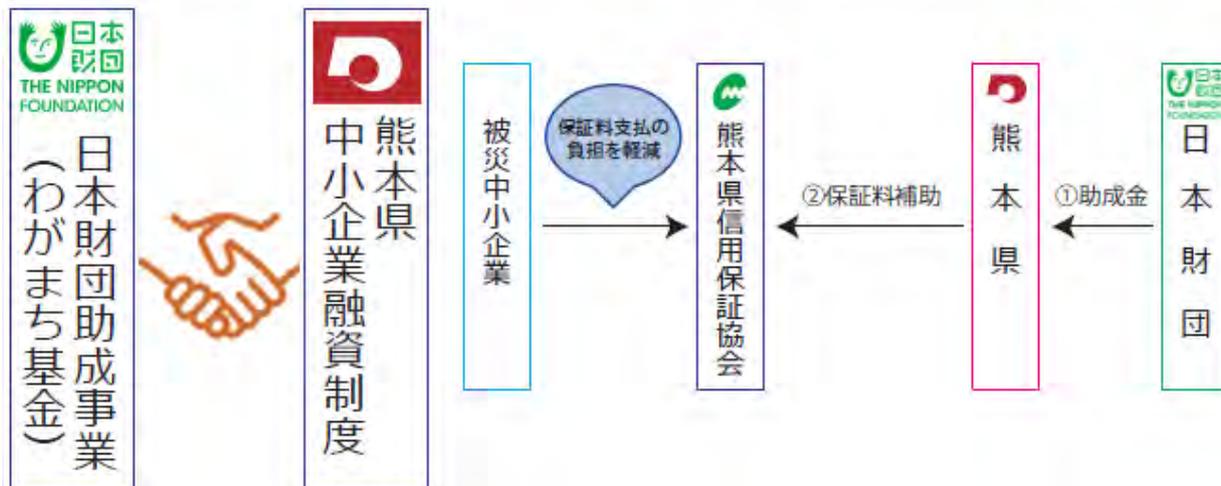


図 熊本地震で被災した中小企業等の事業再建支援に関する各機関の役割

（出典）熊本県「平成29年度熊本県中小企業融資制度のご案内」より作成



図 県融資制度（災害対応資金のみ）実績の推移（H28.5～H29.12）

（出典）熊本県「熊本地震の発災4か月以降の復旧・復興の取組に関する検証報告書」

○金融円滑化特別資金

- ・ 中小企業者を対象として設備資金又は運転資金の改善を目的とした融資である、金融円滑化特別資金の融資を行った。

表 金融円滑化特別資金の概要（平成 29 年度）

対象者	次の(1)～(11)のいずれかに該当する者。 (1) 申込日から1年以内の連続する3か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率（以下「平均売上高等」という。）が、前年同期の平均売上高等に比して、3%以上減少している者 (2) 様々な外部環境の変化により経営が悪化しているとして知事が指定した者（別表1・2・3） (3) 申込日から1年以内に倒産した企業に対して、50万円以上の売掛金等の債権を有しており、資金繰りに支障を来している者 (4) 県再生支援協議会の支援により策定した経営改善計画により再生に取り組む者 (5) 平成28年熊本地震による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書を有している者【責任共有制度対象外】 (6) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者【責任共有制度対象外】 (7) 商店街等施設等災害復旧補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者（信用保証協会の保証対象者に限る）【責任共有制度対象外】 (8) 中小企業組合共同施設等災害復旧補助金の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者【責任共有制度対象外】 (9) セーフティネット第7号及び第8号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者 (10) セーフティネット第1号から第6号の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた者【責任共有制度対象外】 (11) 東日本大震災による影響を受け、次の1)～3)のいずれかに該当する者【責任共有制度対象外】 1) 特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）第2条第1項及び第2項に定める市区町村をいう）内に事業所を有し、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により当該事業所等に損害を受けたことについて、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令（平成23年政令第133号。以下「経産政令」という。）第2条第1項の規定により市区町村長等の証明を受けた者 2) 平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に際し、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項第1号の緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示された区域内に事業所を有することについて、経産政令第2条第1項の規定により市区町村長等の証明を受けた者 3) 特定被災区域内に事業所を有する者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、経産政令第2条第1項の規定により市区町村長等の証明を受けた者
資金使途	設備資金又は運転資金（ただし、(2)は、運転資金のみ）
融資期間	1年以上10年以内（うち据置期間1年以内） 但し、(6)～(8)は10年以内（うち据置期間1年以内）、(11)は1年以上10年以内（うち据置期間2年以内）
融資限度額	1企業：5,000万円（条件に応じて異なる場合あり） 1組合：1億円（条件に応じて異なる場合あり）

（出典）熊本県「【資金繰りを改善したい方へ】金融円滑化特別資金」

○小規模事業者おうえん資金

- ・ 被災した中小企業等の資金繰りを支援するため、県融資制度の改正等を実施し、小規模企業者で資金が必要な県内の中小企業者を対象に、小規模事業者おうえん資金の融資を行った。
- ・ 財源は県一般財源である。

表 小規模事業者おうえん資金の融資条件（平成 29 年度）

対象者	既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）と本資金との合計が1,250万円以下となる従業員20人（商業・サービス業5人（宿泊業・娯楽業を除く））以下の小規模企業者。 ※業種の基準は、産業分類【第13回改定】とする。
資金使途	設備資金又は運転資金
融資期間	設備：1年以上7年以内（うち据置期間6か月以内） 運転：1年以上5年以内（うち据置期間6か月以内）
融資限度額	1,250万円

（出典）熊本県「【小規模企業者の方へ】小規模事業者おうえん資金【責任共有制度対象外】」

【20160156】中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業、中小企業組合共同施設等災害復旧補助金（熊本県）

○中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業

- ・ 復旧に要する経費について国及び県が補助を行うことにより、被害を受けた中小企業者等の復旧を促進することを目的とし、「平成 28 年度熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」が創設された。
- ・ 具体的には、復興事業計画を作成し、地域経済・雇用に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた被災地域の中小企業等グループが行う施設復旧等の費用（商業機能回復のため、共同店舗の新設や街区の再配置などに要する費用も含む）の 3/4（うち国が 1/2、県が 1/4）または 1/2（うち国が 1/3、県が 1/6）を補助する制度である。
- ・ 平成 29 年 4 月 2 日までに、4,702 件（約 1,305 億 2 千万円）の交付が決定している。

表 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（中小企業等グループ補助金）の概要

対象者	・ 中小企業等グループに参加する構成員（中堅企業等を含む） ※中堅企業：資本金 10 億円未満の企業
対象経費	・ 当該中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な県内の施設・設備の復旧等に要する費用。 ※施設・設備の復旧等に要する経費には、資材・工事費・設備の調達・移転設置費・取り壊し・撤去費・整地・排土費を含む。
補助率	・ 中小企業者（中小企業支援法第 2 条第 1 項に規定する者）等：補助対象経費の 3/4 以内 ・ 上記以外：補助対象経費の 1/2 以内

（出典）中小企業庁「平成 28 年熊本県熊本地方の地震による被害に対する支援策」

（<https://www.mirasapo.jp/kumamoto/restoration.html>）より作成

○中小企業組合共同施設等災害復旧補助金

- ・ 平成 28 年熊本地震の被災地における中小企業組合が行う共同施設の災害復旧事業に対し、熊本県が補助を行う場合における当該補助金に要する経費の一部を補助することにより、被災組合の復旧を促進することを目的に、中小企業庁により「中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金（中小企業組合共同施設等災害復旧事業）」が実施された。
- ・ これは、平成 28 年熊本地震により被害を受けた熊本県内にある中小企業組合の共同施設等を復旧するために、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 14 条の規定に基づくものである。
- ・ 具体的には、甚大な被害を受けた中小企業組合の倉庫、生産施設等の協働施設の復旧に要する経費のうち 3/4（うち国が 1/2、県が 1/4）を補助する制度である。
- ・ 平成 28 年 6 月 22 日から平成 28 年 7 月 22 日にかけて公募を行い、県内の 8 組合に対し交付が決定し、合計で約 9,079 万円が補助された。
- ・ なお、県では「中小企業組合共同施設等災害復旧補助金」という事業名で実施された。

【20160157】商工会等施設等災害復旧補助金（熊本県）

- ・ 熊本県は、熊本地震により被害を受けた熊本県内の商工会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会が、自ら所有する中小企業者のための指導・相談施設の災害復旧事業に対し、商工会等施設等災害復旧補助金を交付した。
- ・ 平成 28 年度及び平成 29 年度終了時点で、合計 18 の事業者に対し、約 1 億 8,467 万円が交付された。

【20160158】中小企業・小規模事業者の販路開拓支援事業等の活用（熊本県）

- ・ 中小企業庁は、中小企業・小規模事業者の販路開拓支援や商品展開力・販売力の向上等を目的として、「地方公共団体連携型広域展示販売・商談会事業」及び「共同販売拠点（アンテナショップ）による地域産品等の販路開拓支援事業」を実施している。
- ・ 「地方公共団体連携型広域展示販売・商談会事業」は、中小企業・小規模事業者の地域外への新たな販路開拓を支援するため、地域振興を担う機関が地方公共団体と連携して行う、展示販売・商談会を支援するものである。
- ・ 「共同販売拠点（アンテナショップ）による地域産品等の販路開拓支援事業」は、中小企業・小規模事業者の商品展開力・販売力の向上等を図るため、地域振興等機関が地域経済を支える中小企業・小規模事業者が農商工連携や地域資源の活用等で開発した地域産品等を共同で販売する拠点

(アンテナショップ)を設置し、販売や支援を行う費用を支援するものである。

- ・ 熊本県からは、「地方公共団体連携型広域展示販売・商談会事業」に平成 27 年度は 5 団体、平成 28 年度は 6 団体、「共同販売拠点 (アンテナショップ) による地域産品等の販路開拓支援事業」に平成 27 年度は 1 団体、平成 28 年度は 3 団体が採択された。
- ・ これらの事業を通じて、県内の中小企業・小規模事業者への支援が行われた。

【20160159】観光客誘致事業助成の実施 (球磨村)

- ・ 熊本地震の発生に伴い、観光客の減少が予想されたため、バスツアー及び個人向けの助成を行うことで観光施設が受ける打撃を最小限にするため、ツアー参加者及び個人に対して助成金の交付を行った。
- ・ 事業の PR は、バスツアー向けに関しては、村公式ウェブサイト及び旅行会社担当者へ直接のメール送付を実施した。また、村観光協会の実施する観光キャンペーン (旅行会社の訪問活動) において観光素材と合わせて PR を行った。また、個人向けについては村ウェブサイトでの告知の他、利用可能な施設から利用したことのある個人客へダイレクトメールを送付する等の活動を行った。
- ・ 助成実績は、バスツアーは申請 12 件 (不催行含む)、助成金額: 55 万円、個人向け助成は、1,156 件 231 万 2 千円であった。
- ・ なお、バスツアー助成に関しては前年より実施しており、その事業費を拡大する形で実施したため、競合する面もあった。個人向けについては、九州ふっこう割宿泊券の利用期間が終了した 1 月から 3 月の間に実施しており、九州ふっこう割を補完する形で実施した。

表 事業の対象内容 (バスツアーの場合)

対象の事業者	・ 旅行業法 (昭和 27 年法律第 239 号) 第 3 条の規定に基づく登録を受けている旅行会社
対象のツアー	・ 次の各号の要件をすべて満たすツアーのみ対象。 (1) 貸切バス運賃・料金制度改正に対応し、新たな視点で造成された、15 名以上のツアーであること (2) 村内の観光施設を利用した宿泊・昼食・球泉洞入洞、ラフティング等のアクティビティを 1 施設以上加えたツアーであること (3) 催行期間が平成 28 年 7 月 8 日から平成 29 年 3 月 15 日までの間であること (4) 貸切バスを利用したツアーであること (5) 募集型企画商品にあっては、今回のみの企画ではないこと
助成額	・ ツアーの催行実績に応じて、1 人につき日帰り客 2,000 円、宿泊客 4,000 円を助成。 ・ ツアーが催行されなかった場合、助成金の交付はなし。

(出典) 球磨村「熊本地震の発生に対応した観光客誘致事業助成実施要領」より作成

(17) 農林漁業の再建

【20160160】農業・畜産業の経営支援、施設等の応急復旧及び業務継続・再開（熊本県）

○農業・畜産業の経営再建及び市場・流通の回復支援

- ・ 農業者の営農用農業施設の復旧対策として、農業者の経営基盤の再建支援、営農再建支援総合窓口の設置に加え畜産業では経営再建支援等を実施した。
- ・ 農業者の経営基盤の再建支援は、農業分野の被害のうち、特に被害が大きい農業者の営農用施設・機械の損壊については、国の発動した「被災農業者向け経営体育成支援事業」（補助率：国 5 割以内、県・市町村各 2 割）を活用して復旧を支援した。県は、被災農業者の負担軽減のためやむを得ない場合は、申請時の見積徴収を 1 者でも申請可能とするとともに、市町村段階の申請書審査の参考となるよう建物の坪単価の提示等に取り組んだ。また、市町村への支援として、被害が大きい市町村に職員を派遣し、同事業の受付事務等の支援にも取り組んだ。
- ・ 営農再建支援総合窓口を設置することにより、農業分野での震災後の営農再建に向けた総合的な相談及び国・県の支援策の紹介等について、ワンストップで応対し、被災農業者のニーズを捉えた迅速な復旧・復興を後押しすることが可能となった。
- ・ 畜産業における経営支援としては、畜舎等の倒壊に伴う多数の家畜の被害が発生したことから、被災者に対して、国と県において死廃家畜の適正処理支援、家畜の緊急避難支援、代替家畜の導入支援策を速やかに実施した。

○被災した水田の自力復旧支援及び作付転換等による農業者の所得確保対策

- ・ 被災した水田の自力復旧支援及び作付転換等による農業者の所得確保対策として、水が手当てできない水田等の自力復旧及び作付転換の支援及び農業用水の通水状況等、迅速な被害状況把握による対策検討等を実施した。
- ・ 水が手当てできない水田等の自力復旧及び作付転換の支援として、用水路の自力施工による復旧等、地域の農業者が協力して実施する復旧等の取組みに対して、その経費を支援した。水路の損壊等により、水が確保できない水田については、国、県、農業団体が綿密な協議のうえ、営農再開に向けた地域への説明会を重ね、大豆等への作付転換を推進した。併せて、産地活性化総合対策事業（熊本地震対応産地支援事業（作物転換支援等））等を活用して、農業団体と連携して農業用機械のリースや種苗導入等を支援した。その結果、約 1,000ha で作付転換が行われ、何も作付ができない水田は、県内で 200ha 程度にまで減少した。
- ・ 田植えの時期が迫る中、農業用水の通水状況等、被害状況把握による対策検討としては、ため池や用水路等の農業用施設の被災により、通水不能となった地域及び水田面積の早急な把握を行い、県では、市町村や土地改良区から収集した情報を「くまもと農地GIS」に取りこみ、被害地域や面積等を視覚的に整理した。さらに、震災直後から約 2 週間ごとにデータをリニューアルし、より詳細な被害状況をリアルタイムで把握するとともに、査定前着工制度を活用した応急復旧等により通水が回復した地域の進ちょく状況等も反映させた。この情報は、水が確保できない水田の大豆等への作付転換支援策の検討時に大いに活用することができた。

○共同利用施設や卸売市場の復旧対策

- ・ 水稻、麦、野菜、果樹の集出荷施設など農業用共同利用施設の応急的な機能回復を図る取組みとして、産地活性化総合対策事業（熊本地震対応産地緊急支援事業）等により、仮復旧や周辺施設活用の取組みを支援し、被災後に迫った麦の円滑な収穫・乾燥や選果施設の遅滞のない運用を行った。

○農畜産物輸送トラックの出荷ルートの確保

- ・ 道路インフラの損壊による激しい交通渋滞が発生し、円滑なトラック輸送ができず、農畜産物の消費地への安定供給が困難な状況となった。産地廃棄の発生による農家所得の減少や生産意欲の減退が懸念された。
- ・ そのため、緊急車両に限り通行が認められていた植木～益城 IC 間の高速道路（平成 28 年 4 月 20 日～28 日）について、青果物輸送トラックを緊急車両扱いとするよう国土交通省及び警察に農林水産部から要請し、了承された。これにより円滑な青果物輸送が実現し、消費地への供給が安定化するとともに、産地廃棄を一部にとどめた。
- ・ 農業労働力の確保対策として、災害時、生産現場や選果場等で発生する労働力不足への対応を実施した。
- ・ 畜産業における円滑な流通確保に向けた支援としては、道路損壊に伴う迂回路や渋滞の情報などを、農業団体や運送業者へ情報を逐次提供し、家畜と畜産物の円滑な輸送支援や、飼料運搬車、集

乳車、家畜運搬車を緊急物資配送車両や災害派遣等従事車両とするため、積極的な情報提供、アドバースを行い、円滑な物流を支援した。本震後、県内の一部乳業工場の稼働が遅れたため、九州生乳販売連合会が県外、域外の乳業メーカーに販売先を迅速に振り替えるとともに、全農に対して輸送力確保の協力を要請した。これを受け、ホクレンが道外移出生乳の配送業者と協力し、17tのミルクローリー十数台と運転手を提供した結果、九販連が受託した生乳については廃棄ゼロとなった。

【20160161】大規模災害復興法に基づく農地海岸復旧事業（熊本県）

①実施経緯・実施体制

- ・ 熊本地震の影響により、熊本県が管理する44の農地海岸のうち、有明海及び八代海に面した12の農地海岸において、管理道路の沈下・陥没・ひび割れのほか、内堤護岸・腰石垣・堤防等に沈下・隆起等の被害が発生した。
- ・ 災害発生後、県の公共土木施設災害復旧事業による災害復旧を前提として、県及び出先の県央広域本部、県南広域本部の職員とともに、現地被害状況調査を実施した。
- ・ 災害発生当時、断層沿いの中山間部や平野部の農地被害や、農地以外の農業被害が甚大であったことから、海岸保全事業を担当する県の出先機関である県央広域本部、県南広域本部（八代地域振興局）の職員をあわせても、6名で対応せざるを得ない状況で、対応が後手に回っていた。
- ・ その後、5月10日大規模災害復興法の非常災害の指定を受けたことで状況が一変した。農地海岸復旧に、技術士も含めた十分な人員を割くことが難しいこと等の要因もあり、国への直轄代行要請を検討する流れとなった。
- ・ 5月12日には、農水省が来県し、九州農政局、県職員とともに現地調査を実施し、海岸毎の復旧方針について精査した。被災した海岸は10海岸であったが、甚大かつ大規模な農地海岸施設の被害状況を踏まえ、一定程度まとまりのある地域単位で設定を行い、7海岸を設定した。
- ・ 上記を踏まえ、5月13日に県から九州農政局に対し、国の直轄代行を求める要請を行い、国の直轄代行による事業実施が決定された。
- ・ 6月10日には、関係機関の連絡調整を行う場として、第1回「熊本地震にかかる情報連絡会議」が開催され、その後7回程度開催された。会議は、主に地元漁協等の意向反映・関係機関間の調整・情報共有の場として、また具体の工法についての協議の場となった。会議で議題となった調整事項として、有明海では9～2月が海苔養殖の最盛期を迎えることを踏まえ、工期の調整等を行った。
- ・ 平成29年度に4海岸が事業完了（文政、昭和、郡築、和鹿島）し、平成30年度に3海岸（四番、海路口、飽託）の事業が完了した。

②権限代行制度実施上の課題

- ・ 九州農政局との緊密かつ円滑な連携により、権限代行実施上の課題は指摘されていない。
- ・ 特に有益であった情報提供として、東日本大震災で被災し、権限代行事業の要請を行った宮城県の書類の共有が挙げられた。

表 要請・調整の流れ

平成28年	4月16日	・本震
	18日	・農地海岸被害調査を実施（県単独） ・農政局より農地復旧に関する他県被災事例の情報提供（以降随時）
	5月10日	・熊本地震が「大規模災害からの復興に関する法律」第2条第9号に規定する「非常災害」に指定（10日閣議決定、13日施行）
	12日	・農水省・九州農政局・県による現地調査の実施
	13日	・熊本農地海岸区域内の特定災害復旧等海岸工事施工要請書の提出
	//	（権限代行事業の要請） ・大規模災害復興法に基づく国による直轄代行の決定
	6月10日	・「熊本地震にかかる情報連絡会議」（第1回）の開催
	15日	・「熊本地震にかかる情報連絡会議」（第2回）の開催
平成29年		・文政・昭和・郡築・和鹿島海岸の復旧完了
平成30年		・四番・海路口・飽託海岸の復旧完了

（資料）「平成28年熊本地震 記録集～農林水産業関係2年間の歩み～」(熊本県農林水産部、平成30年12月)ほか、熊本県資料より作成

表 特定災害復旧等海岸工事の対象海岸概況

海岸名	所在市町村	被災概況	被災延長 (m)	被害査定額 (千円)
飽託海岸	熊本市	・液状化、パラペット等にクラック・沈下	411m	1,500,000 千円
四番海岸		・堤防パラペットが傾斜	31m	45,000 千円
海路口海岸		・パラペットにクラック	18m	20,000 千円
和鹿島海岸	氷川町・宇城市	・管理道路等にクラック・沈下	1,029m	325,000 千円
文政海岸	八代市	・管理道路等にクラック・沈下	1,094m	154,000 千円
昭和海岸		・液状化、護岸沈下、腰石垣の転倒	381m	486,200 千円
郡築海岸		・液状化、護岸転倒、管理道路等にクラック、腰石垣の沈下	227m	481,200 千円

(出典) 熊本県資料により作成



図 農地海岸災害復旧事業の直轄代行位置図と被災概況

(出典) 農林水産省ウェブサイト「農地海岸災害復旧事業の直轄代行について (プレスリリース)」(平成28年5月13日付) (<https://www.maff.go.jp/j/press/nousin/bousai/160513.html>) 及び、農林水産省 食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会 平成28年度第1回参考資料2「熊本地震による農地・農業用施設の被災状況と対応について」

(https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/nousin/bukai/h28_1/pdf/sankou2.pdf) を元に作成

【20160162】南阿蘇村農地災害復旧費補助金制度（南阿蘇村）

○目的

- ・ 平成 28 年熊本地震により、被害を受けた農地の復旧を支援し、あわせてその経営の復興と安定に寄与することを目的に「南阿蘇村農地災害復旧費補助金制度」が創設された。

○対象

- ・ 現に耕作されている土地、または、耕作可能な状態に適正に保全管理されており、耕作をしようとするれば直ちに農地として使用できる休耕地等で、国庫補助事業（農地等災害復旧事業）の採択を受けない被災箇所を対象としている。
- ・ なお、制度の適用は、現況農地 1 枚単位の補助としている。

○補助金額

- ・ 農地復旧（畦畔・地割れ・土砂撤去等の復旧）に要した費用（工事代金または機械等のリース代、資材代など）の合計から 3 万円（申請者基本負担金）を差し引いた金額を補助する。
- ・ ただし、上限額を 30 万円とし、同額を超過する分は申請者の負担とする。
- ・ なお、自己復旧を基本とし、個人所有の機械等で復旧する場合は補助の対象としない。

○申請及び実績報告

- ・ 申請を行う場合は、災害復旧補助金交付申請書に被災写真を添付して平成 30 年 3 月 31 日までに提出する。なお、申請時に既に復旧している農地も対象としているが、その場合は関係写真及び復旧に要した費用の領収書を提出しなければならない。
- ・ 復旧終了後、実績報告兼補助金交付請求書に施工業者やリース会社の領収書を添付して平成 32 年 3 月 31 日までに提出する。実績報告時には、実績報告兼補助金交付請求書と添付の領収書以外に、完成写真、印鑑及び振込口座が確認できる書類を持参することとしている。

事例コード | 201602

2016 年（平成 28 年） 台風 10 号災害

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

平成 28 年 8 月 21 日に四国の南海沖で発生した台風第 10 号は、30 日朝に関東の東の海上から北上し三陸沖へと進み、同日 17 時半頃、岩手県大船渡市付近に上陸した。その後、青森県を通過し、21 時頃には函館市南西の日本海に抜け、s 31 日 0 時に温帯低気圧に変わった。

台風第 10 号は、四国沖で発生後南下したもの、その後北上し、東北地方太平洋沖から岩手県に上陸し、東北地方を通過して日本海へと抜ける特異な進路をたどった。

この台風の影響により東日本から北日本を中心に広範囲で大雨が記録されたほか、8 月 17 日から 1 週間のうちに連続して 3 つの台風（第 7 号、第 11 号、第 9 号）が北海道に上陸したこと等の影響もあり、特に北海道では、アメダス 225 地点中 89 地点で 8 月の降水量が歴代 1 位を更新する記録の大雨となり、十勝川水系、石狩川水系で堤防決壊、河川氾濫、日高山脈東部での道路・橋梁流失等が多発した。

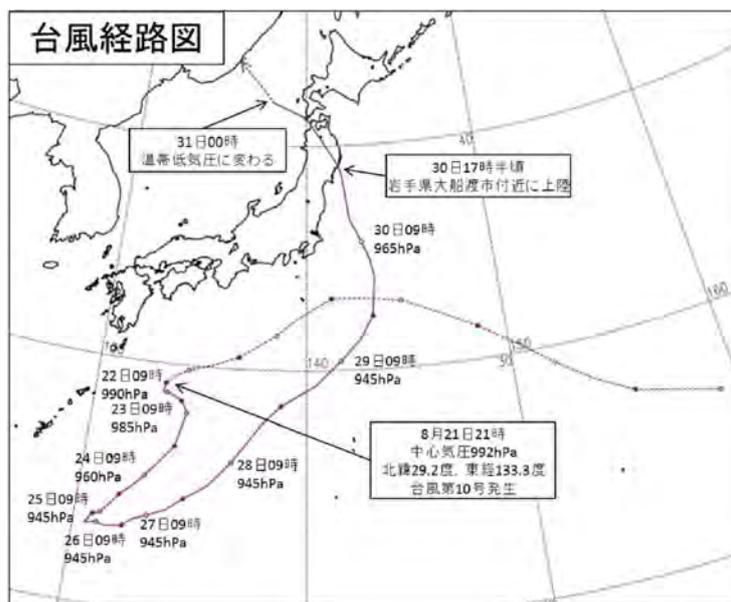


図 台風第 10 号経路図

(出典) 気象庁「災害時気象報告 平成 28 年台風第 7 号・第 9 号・第 10 号・第 11 号及び全線による 8 月 16 日から 8 月 31 日にかけての大雨及び暴風等」(平成 29 年 1 月)

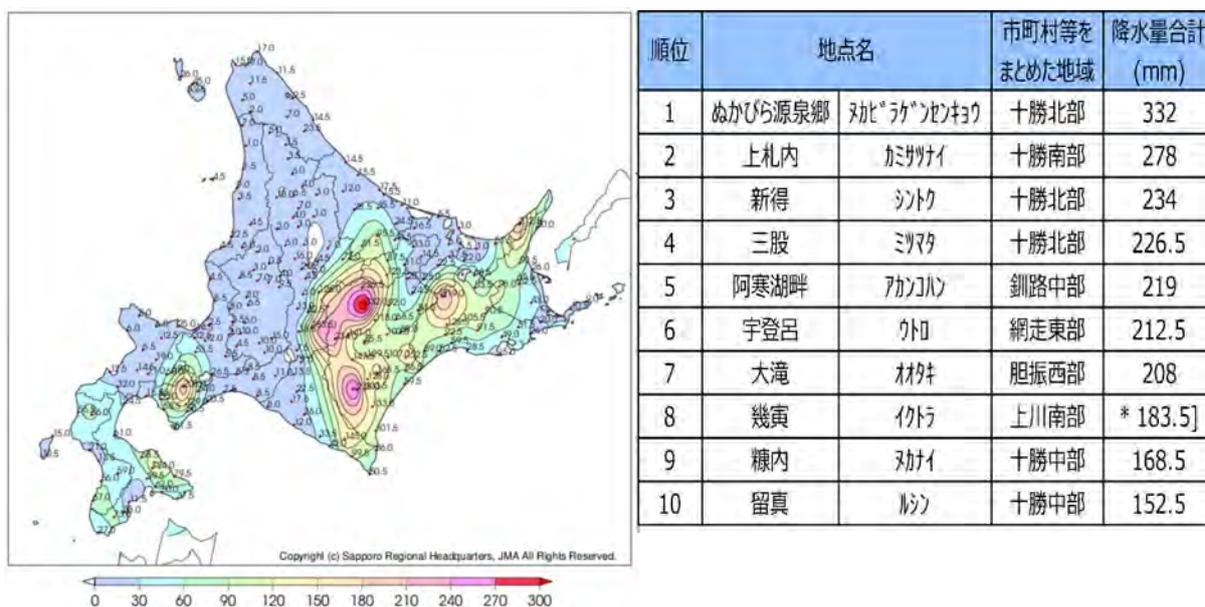


図 降雨量合計図 (8 月 29 日 00 時～9 月 1 日 00 時)

(出典) 気象庁帯広測候所「平成 28 年 8 月 29 日～31 日にかけての台風第 10 号に関する気象速報」(平成 28 年 9 月)及び北海道「平成 28 年 8 月から 9 月にかけての大雨等災害に関する検証報告書」(平成 29 年 3 月)

(2) 被害状況

豪雨によって河川氾濫・土砂災害等が発生し、全国では死者 22 名、行方不明者 5 名、負傷者 15 名の人的被害が、また住宅被害は、全壊 502 棟、半壊 2,370 棟、一部損壊 1,140 棟、床上浸水 241 棟、床下浸水 1,689 棟の被害が生じた。また、国管理の 2 水系 5 河川、道県管理の 20 水系 38 河川で堤防決壊や越水等による浸水被害が発生した。

北海道内では、最大 26 市町村、21,503 人を対象として避難指示が、最大 66 市町村、12 万 5,147 人を対象として避難勧告が発令され、最大避難者数は 1 万 1,170 人にのぼった。

また、国管理河川の石狩川水系の空知川、十勝川水系の札内川が決壊したほか、十勝川水系の猿別川、利別川、音更川についても内水氾濫が、道管理河川の 19 河川でも決壊、溢水、越水が発生し、近隣の住家や農業用施設への被害の他、道路・橋梁、鉄道等の社会インフラへの被害も大きく、市民生活に甚大な影響を及ぼした。

表 台風第 10 号に係る人的・住家被害 (平成 28 年 10 月 27 日現在)

	細分	合計	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	福島県
人的被害 (人)	死者	24	4	0	20	0	0	0
	行方不明者	5	2	0	3	0	0	0
	重傷者	7	2	3	0	1	1	0
	軽傷者	10	2	4	4	0	0	0
住家被害 (棟)	全壊	511	39	0	472	0	0	0
	半壊	2,392	113	0	2,279	0	0	0
	一部破損	1,352	1,125	136	75	12	3	1
	床上浸水	501	395	2	104	0	0	0
	床下浸水	2,468	1,081	24	1,357	6	0	0

(出典) 消防庁「平成 28 年版消防白書」(平成 28 年 12 月)及び北海道「平成 28 年 8 月から 9 月にかけての大雨等災害に関する検証報告書」(平成 29 年 3 月)

表 台風第 10 号による帯広市・清水町的主要被害状況

	細分	帯広市	清水町
人的被害 (人)	死者	0	0
	行方不明者	0	2
	重傷者	0	0
	軽傷者	1	0
住家被害 (棟)	全壊	0	6
	半壊	3	8
	一部損壊	10	5
	床上浸水	0	9
	床下浸水	0	60
農林業被害	農作物 (ha)	約 1,272	約 3,279
	農畜産施設 (箇所)	34	235
	草地 (ha)	約 200	—
	家畜 (頭)	1,080 (子豚溺死)	—
	農地 (ha)	(表土流出、明渠の溢水)	203
	林業 (ha)	(林道被害 14 路線、56 箇所、倒木)	60
	明渠 (箇所)	86	415
土木被害	河川	札内川、戸鶯別川の堤防が決壊	7 河川 (河川浸食、土砂堆積等)
	道路	道路冠水：9 箇所 道路損壊：23 箇所 橋梁崩落：1 箇所	道路流失等：79 路線 橋梁損壊・護岸崩壊等：24 橋

	細分	帯広市	清水町
ライフライン等	電気	停電：821戸	停電：約900戸
	固定電話		不通回線：650回線
	携帯電話		一部基地局停波により不通
	上下水道等	営農用水道、簡易水道の利用世帯の一部が断水（約600世帯）	断水人口：2,962世帯、5,890人（断水期間8月31日～9月15日）

（出典）帯広市「平成28年台風10号による災害対応の検証結果」（平成29年5月）及び清水町「平成28年台風10号大雨災害対応報告書」（平成29年7月）より作成



図 帯広市の被害状況

（出典）帯広市「平成28年台風10号による災害対応の検証結果」（平成29年5月）



図 清水町の被害状況

（出典）清水町提供資料及び清水町「平成28年台風10号大雨災害対応報告書」（平成29年7月）

(3) 主な災害箇所

河川流域で災害が発生し、空知川、札内川等の決壊のほか、主要道路の土砂流入、橋梁崩落による被害が生じた。

帯広市では、札内川上流の中島町で、札内川と戸蔦別川の合流地点の堤防が決壊し、流れ込んだ濁流により住家被害や農地の流失、太陽光発電施設の損壊等の甚大な被害が発生したほか、市内北東部の札内川と帯広川の合流点付近、および市内北部の十勝川と伏古別川の合流地点付近において内水氾濫が発生し、道路冠水や住家浸水など広範囲に被害が発生し、札内川・十勝川沿いの住民に対し避難勧告が発令された。

清水町では、町西側に位置する日高山脈から大量の水が流れ土石流が発生するとともに、東側の平野部は十勝川の増水の影響を受け内水氾濫が発生し、ペケレベツ川流域の清水市街地区、芽室川及び久山川等の流域の御影農村地区に避難勧告等が発令された。このほか、役場周辺を中心として南北に道路被害が生じ、通行規制が生じている。



図 北海道における主な被害

(出典) 北海道「平成28年8月から9月にかけての大雨等災害に関する検証報告書」(平成29年3月)

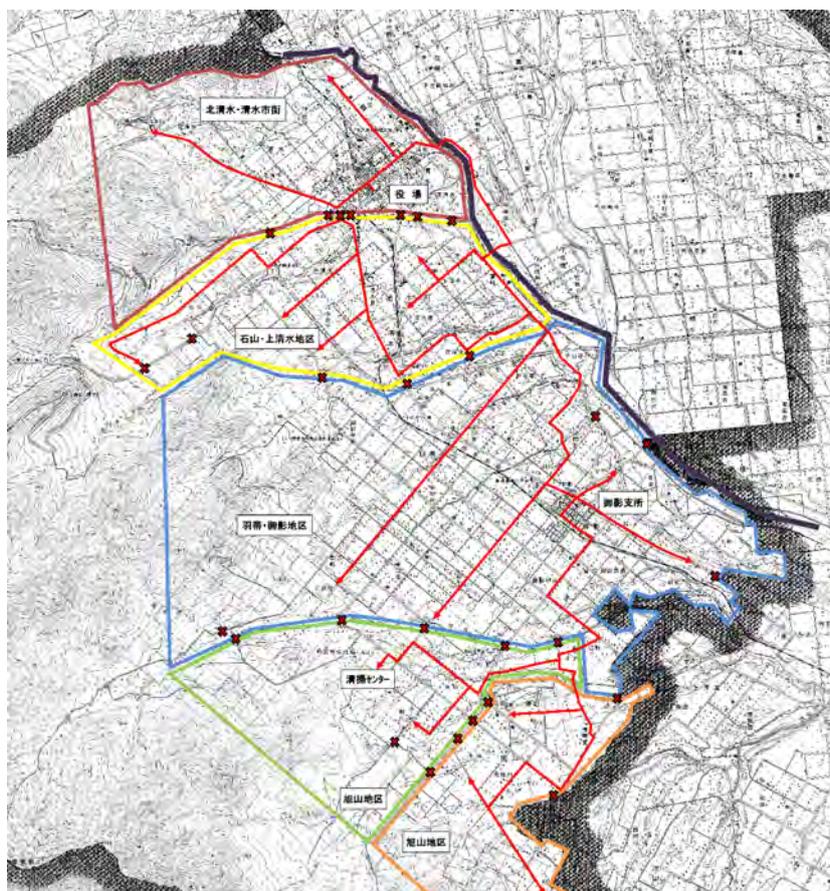


図 清水町における主な道路通行規制の状況

(出典) 清水町資料

(4) 災害後の主な経過

台風の接近と降雨量の増加に伴い、清水町は8月30日に、帯広市は8月31日未明に災害対策本部が設置された。その後、清水町内でペケレベツ川が氾濫したこと等による市町村からの派遣要請を受け、道知事から自衛隊に災害派遣要請がなされた。

一方、国は帯広市、清水町等に災害救助法の適用を決定するとともに、9月16日に激甚災害として指定した。

表2 災害後の主な経過（帯広市・清水町・政府の取組状況）

年	月日	帯広市の経過	清水町の経過	北海道・政府の対応
平成28年	8月29日			10:00 情報連絡室設置
	8月30日	09:10～ 注意喚起	05:00～ パトロール	帯広市・清水町に災害救助法適用 清水町に被災者生活再建支援法適用
		11:38 大雨警報発表		
		11:49 土砂災害警戒情報発表	13:46 土砂災害警戒情報発表	
		16:00 札内川氾濫注意水位超過	16:30 〆ヶ川水位急増確認 災害対策連絡会議設置	
		16:55 第一種非常配備態勢	17:00 災害対策本部設置	

年	月日	帯広市の経過	清水町の経過	北海道・政府の対応
		18:00 避難準備情報発令（以降複数地域に発令） 十勝川氾濫注意水位超過	17:50 十勝川一部越水、避難勧告発令（以降複数地域に発令）	
		23:53 大雨警報（浸水害）発表 23:57 記録的短時間大雨情報発表		
	8月31日		00:00 芽室川越水	
			00:20 避難指示発令	
		01:20 土砂災害発生危険度の上昇	00:30 十勝川氾濫	
		02:00 十勝川・札内川の避難判断水位を超過		
		02:20 災害対策本部設置 02:30 避難勧告発令（以降複数地域に発令）	02:45 道知事に自衛隊派遣要請	
		03:00 十勝川氾濫危険水位超過		
		04:00 道知事から自衛隊派遣要請		
				13:00 官邸連絡室設置
	9月2日			政府現地連絡調整室設置
	9月5日	災害対策本部廃止		
	9月14日			総理による被災状況視察
	9月16日			激甚災害指定（閣議決定）
	10月8日			総理による被災状況視察
	11月1日		災害対策本部会議解散・大雨災害復旧・復興推進本部発足	

（出典）内閣府「平成 28 年台風 10 号による被害状況等について」（平成 28 年 11 月）、帯広市「平成 28 年台風 10 号による災害対応の検証結果」（平成 29 年 5 月）、清水町「平成 28 年台風 10 号大雨災害対応報告書」（平成 29 年 7 月）より作成

2. 災害復興施策事例の索引表

201602	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備 1.1 復興に関連する応急処置				
施策1：被災状況等の把握	●	●	●	●
	→	→	→	→
		【20160201, p369】 (帯広市)		
		【20160202, p369】 (清水町)		
		【20160203, p370】 (帯広市)		
		【20160204, p370】 (清水町)		
			【20160205, p370】	(帯広市)
施策2：がれき等の処理				
1.2 計画的復興への条件整備				
施策1：復興体制の整備		【20160206, p371】 (清水町)	●	→
施策2：復興計画の作成				
施策3：広報・相談対応の実施				
施策4：金融・財政面の措置				
2. 分野別復興施策 2.1 すまいと暮らしの再建				
施策1：緊急の住宅確保				
施策2：恒久住宅の供給・再建				
施策3：雇用の維持・確保				
施策4：被災者への経済的支援				
施策5：公的サービス等の回復				
2.2 安全な地域づくり				
施策1：公共施設等の災害復旧				
		【20160207, p372】 (帯広市)		
		【20160208, p372】 (清水町)		
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備		【20160209, p372】 (帯広市)	●	→
		【20160210, p373】 (清水町)	●	→
		【20160211, p374】 (帯広市)	●	→
		【20160212, p374】 (清水町)	●	→
施策3：都市基盤施設の復興				
施策4：文化の再生				
2.3 産業・経済復興				
施策1：情報収集・提供・相談				
施策2：中小企業の再建				
施策3：農林漁業の再建	●	●	●	●
	→	→	→	→
	【20160213, p375】 (帯広市)			
	【20160214, p375】 (清水町)			

3. 災害復興施策事例

(1) 被災状況等の把握

【20160201】道路・河川の被害状況調査（帯広市）

- ・ 災害発生から2日後の9月1～2日に、道路・橋梁・河川と被災した公共施設の被害状況調査を実施した。
- ・ 道路・橋梁については、職員2名を1班として10班体制で、市内全域の車両通行可否を確認するとともに、復旧工事の要否の判断、橋梁の安全確認を行った。また、河川敷には、公園、サッカー場、野球場、パークゴルフ場等の運動施設もあり、189ヘクタールの調査を行った。
- ・ これら河川敷地の被害については、道や国への迅速な報告が必要であることから、担当課のみならず、他課からも技術職員の協力を得て、15名・3班体制により9月1～5日の5日間で調査を実施した。
- ・ 調査にあたり、造園業者が保有するドローンにより撮影された写真を使用することで、土砂の堆積面積や被害範囲を効果的に把握することができた。

【20160202】受援による道路・河川の被害状況調査と災害査定（清水町）

- ・ 災害発生から2日後の9月1日～15日にかけて、国交省 TEC-FORCE が来町し、延べ339名が活動し、道路約100箇所、河川17箇所の被害状況調査を実施した。町では、被災地域の全容把握が難しい中、近隣町村の中で最も規模の大きな受援となった。
- ・ TEC-FORCE の受入に当たっては、被災エリアを大まかに区分し、どの班をどのエリアへといった振り分け調整の必要が生じた。
- ・ 災害査定の実施に際しては、道と札幌市（町村会の応援調整に基づく派遣）から各1名の応援職員の派遣を受け、建設コンサルティング会社とも連携して対応した。役割分担として、道職員は全般の工程管理を、札幌市の技師はコンサルから提出された書類のチェックを、町はそれぞれを確認し、査定書類の作成とした。



関東地整道路班 橋梁被災箇所の調査



四国地整河川班 久山川沿い被災状況調査



網走開建道路班 町道洗掘箇所調査



中国地整道路班 ベケレベツ川 橋梁調査

図 TEC-FORCE による清水町での道路・河川被害状況調査の様子

(出典) 国土交通省北海道開発局「台風第10号災害 TEC-FORCE被災状況調査班の活動概要」(平成28年9月14日付プレスリリース)

【20160203】 受援による農地・農産物の被害状況把握（帯広市）

- ・ 災害発生後、農協からの情報提供をもとに、市内を車で巡回して農地被害状況調査を行った。市単独では手が回らないため、十勝総合振興局の職員延べ 100 人の派遣を受け、被害状況調査と査定設計書の作成について応援を受け実施した。
- ・ 河川、明渠排水路の氾濫と堤防決壊等により、農地流出、土砂堆積被害が発生し、11.92 ヘクタールの農地が被害を受けた。
- ・ 農作物の被害状況についても、十勝総合振興局の被害状況報告様式の提供を受け、農協に依頼して被害状況を把握してもらい、市で取りまとめて報告した。畜産では、養豚事業者が被災し、子豚が溺死する被害が発生した。農産物では小麦や長いもなど多くの作物で減収となったほか、冠水後の水はげが悪いほ場では、トラクターが入れず、航空防除に切り替える等の対応に追われた。

【20160204】 受援による農地の被害状況把握と災害査定（清水町）

- ・ 災害発生後、農水省から農業農村災害緊急派遣隊（通称：水土里（みどり）災害派遣隊）が来町し、農地・農業用施設等の被害状況調査が行われた。
- ・ あわせて、災害査定実施に向けた農地災害調査では、当町の担当職員が 3 名と、人員体制上厳しい状況であったこと等から、道職員 20～30 名のほか、国土交通省北海道開発局 2 名のほか、ホクレン農業協同組合連合会、JA 十勝清水町の協力を得て実施した。農業関係被害は 235 件、農地に土砂が流入し滞積している箇所は 415 箇所にもものぼった。



図 清水町での農地災害調査の様子

（出典）清水町資料

【20160205】 住家の被害認定調査（帯広市）

○調査方針の検討・決定

- ・ 今回の災害では、農地・道路・河川被害は顕著であったが、市内住家への被害は限定的であったことから、被害認定調査は申請受付方式（9月1日受付開始）とし、調査方法については二次調査から開始することとした。また、農業倉庫の被害が多数想定されたことから、住家に加えて非住家も対象とした。
- ・ 判定区分については、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊（1～20%未満）」「被害無し」の独自区分を含めた5区分とし、義援金の配分対象とした。
- ・ また、申請受付後から1週間以内に調査を行うこと、調査から1週間以内に罹災証明書を発行することを目標に掲げて取り組むこととした。

○被害届出証明書の発行

- ・ 熊本地震時には、住家以外の擁壁や宅地、壁等の被害が多く混乱したことを踏まえ、被災者から被害の届け出があったことを証明する「被害届出証明書」を発行した。
- ・ 具体例として、被害程度の判定を必要としない家屋被害、家屋以外の家財（家具・家電等）、塀・門等の工作物、自動車等の被害について申請がなされ、即日発行した。また、被害認定調査の申請の中にも、被害届出証明書で代替可能なケースが大半で、調査の効率化につながった。
- ・ なお、熊本地震時に当市から応援職員を2名派遣し、被害認定調査のノウハウに関する知見を得ていたことが有効であった。

○被害認定調査に向けた事前準備と実施

- ・ 8月末に被害が確認され、まず罹災証明書発行までのフローを作成した（次図）。あわせて、罹災証明書の様式を整備していなかったため、情報収集のうえ様式を決定した。
- ・ 資産税課家屋係の職員10名を調査員としたが、熊本地震への応援職員を除きほとんどの職員が未経験であったことから、9月1日の申請受付開始後、職員の研修を行うとともに、調査に必要な資機材を調達した。
- ・ 研修は、熊本地震時に派遣された職員が、内閣府資料をアレンジしながら、細かい調査上の留意点等も折り込みながら講義した。
- ・ その後、6日に内閣府主催の説明会が開催されたことから、その内容を踏まえて9月7日から調査を開始した。11月4日で申請受付を停止、すべての調査（全23件）を終了した。最も調査数が集中したのは7～15日の開始後約1週間であった。

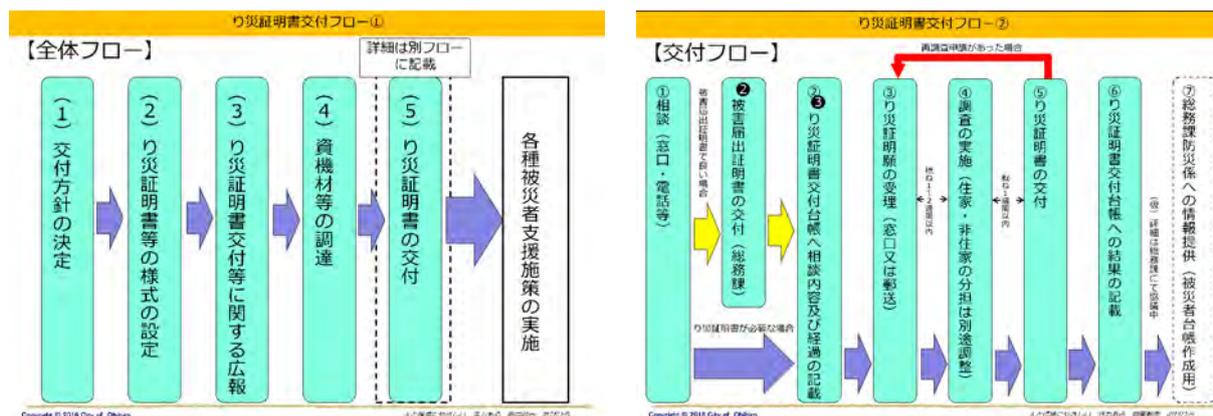


図 罹災証明書交付までのフロー

（出典）帯広市「平成28年台風10号におけるり災証明書の交付について～り災証明書交付までの流れを中心に～」（平成28年9月2日）

○効率的な調査のための工夫

- ・ 再調査依頼は出ていないものの、再調査依頼が出されるだろうことは当初から想定しており、繰り返されることは双方にとって負担になりうると認識していた。このため、建築指導課に在籍する有資格者の同行による調査の実施等をあらかじめ想定していた。

○実施上の課題

- ・ 具体の被害程度については「損傷程度の例示」で判断するが、掲載されている写真に限りがあり、該当するかどうか、判断に迷う事例が多かった点が指摘された。
- ・ また、台風被害の場合、風害と水害双方の被害があるが、どちらでどう判断すれば良いか、さらには被災から期間が超過した場合の災害との因果関係の判定について、悩ましいケースがみられた。

（2）復旧・復興体制の構築

【20160206】復興推進対策本部の設置（清水町）

- ・ 住民からの問い合わせが複数に及んでいることから相談窓口の一本化を行うとともに、道、その他の関係機関との調整窓口の一本化の双方を担い、町の復興を効果的に推進していくための機関として、「復興推進対策本部」を設置した。
- ・ 組織は全庁組織で、担当職員は総務課内で兼務となっているが、専任の参事を翌年の組織改編時（平成29年4月1日）に配置した。なお、全課長が本部員となっていたことは、意思決定をスピーディに行う上でも有効であった。

(3) 防災活動体制の強化

【20160207】過去の被災経験を活かした事前の警戒体制構築（帯広市）

- ・ 過去に昭和 56 年 8 月水害（通称 56 水害）の被害を受けた経験から、特に冠水しやすい地域として 5 つの連合町内会を指定しており、避難準備情報発令時も円滑に対応することができた。

【20160208】過去の被災経験を活かした事前の避難体制構築（清水町）

- ・ 過去に昭和 56 年 8 月水害（通称 56 水害）の被害を受けた経験から、特に町内を流れる十勝川沿いの地域については、氾濫を想定した事前の安全対策を行っていたほか、川沿いに主要施設を設置していなかったことにより被害が軽減された。
- ・ また、避難対策についても、防災行政無線による連絡だけでなく、課長職級職員で町内を巡回して呼びかける等の工夫のほか、避難勧告の対象地域にある町内会には事前連絡を行った上で避難勧告を発令する等、万全に実施することができた。

【20160209】経験を踏まえた災害対応体制の構築（帯広市）

○早期の警戒態勢構築の必要

- ・ 8 月 30 日 16 時 55 分、市内河川全般の水位上昇と伏古別川の木賊原樋門閉門に伴い内水氾濫の危険性が高まったことを受け、第一種非常配備態勢に移行した。計画上の職員動員は、全管理職を含む 246 人であるが、河川・道路巡回、現地・職場対応等全体で 589 名で対応に当たった。
- ・ しかし、その後雨量が急増する中、社会福祉施設等からの避難者や避難準備情報の発令が先行し、災害対策本部の設置が 8 月 31 日 2 時 20 分と遅れた。このため、防災担当課と関係課の連携はできていたが、全体での共通認識の構築や避難所開設判断などが後手に回ったと認識している。
- ・ 昭和 56 年水害以降、災害対策本部を設置した経験がなく、そのことも対応の遅れに影響した。
- ・ こうした経験を踏まえ、災害対策本部の設置基準を明確にするとともに、台風災害時等には事前段階で早期に設置できるよう、災害対応体制の見直しを行った。

○避難所設置・受入体制の構築

- ・ 水害時の避難所開設は、事前に必要の有無を早期に判断することが求められるが、一部、社会福祉施設等からの要請に基づき開設するなど、対応が後手に回った。
- ・ このため、従前からあった避難所マニュアルのうち、避難所開設までの流れを具体化して記載したほか、避難所開設・運営に必要となる資機材をまとめた避難所運営セット（ヘッドライト、ラジオ、カッター等）をまとめた。

○災害対応の検証と防災ガイドの作成

- ・ 今般災害の行政対応を取りまとめ、13 の連合町内会のうち、川沿いの町内会を中心として意見交換会を開催し、対応上の課題や改善点について意見交換を行った。住民意見として、日没後の避難や移動は危険であるとの指摘のほか、避難所でのペット対応や備蓄量について意見が出された。
- ・ これらをもとに、平成 29 年 5 月に「平成 28 年台風 10 号による災害対応の検証結果」として取りまとめた。
- ・ また、被災経験を踏まえ、平成 28 年 10 月に避難所と水害ハザードマップ、避難の心得等をまとめた「防災ガイド」を作成し、全戸配布した。

災害対応体制の見直しを行った。

○報道・マスコミ対応の改善

- ・ 災害対応の一環として、情報の統一性を重視し、総務課防災担当でマスコミ対応を実施した。
- ・ 結果、災害対応とマスコミ対応で一切身動きが取れない状況となり、災害対応にも支障を来しかねない状況であったことから、報道・マスコミ対応は別課で対応とする等、改善の必要性が認識された。

○日中時間帯での前倒しかつ安全な避難のための体制整備

- ・ 河川が氾濫危険水位を超えたのが夜中であったため、結果として住民の避難が夜間となり、危険性が非常に高まったことが課題と認識している。また、水位上昇の連絡は各方面から来ていたが、命に関わる状況かどうかの判断が難しかったことも課題である。
- ・ また、昭和 56 年 8 月の水害時は十勝川が氾濫したため、十勝川流域の水害対策を重点的に実施してきたことに加え、職員や住民の警戒意識も十勝川流域に向けられていた。
- ・ 上記を踏まえ、地域にとらわれず、可能な限り正確な予報に基づき、前倒しで避難できるよう、早期に避難指示・避難勧告を発令するよう改善するとともに、避難勧告等の判断基準や伝達マニュアルの見直しを行った。

○職員意識向上のための災害対応報告書の作成

- ・ 災害復旧・復興に向けた区切りがついた平成 29 年 7 月「平成 28 年台風 10 号大雨災害対応報告書」を取りまとめた。
- ・ 住民向けの説明会を開催するとともに、職員アンケートを実施した結果を反映し、台風 10 号災害の役所としての対応と課題、解決策の方向性を町が独自に取りまとめたもので、職員全員の防災意識向上をねらいとした。

【20160211】 経験を踏まえた災害情報発信・連携体制と円滑な避難体制の構築（帯広市）

○全住民に伝達可能な情報発信手段の拡充

- ・ 災害発生当時、住民への情報発信手段は広報車、市のホームページ、緊急速報メールに限定されており、特にプッシュ型で発信できる媒体が少なく、すべての住民に情報が行き渡りづらい状況であった。北海道の場合、住宅が防寒仕様となっており、窓を閉めてしまうと外からの音は届かなくなり、広報車が有効に機能しない等の状況が発生した。
- ・ こうしたことを踏まえ、災害後には、住民避難を促すための広報車用職員マニュアルについて作成し、スピーカー音量への配慮、ルート設定、アナウンス文面、非常サイレンの活用方法等を具体的に記載した。あわせて、緊急速報メールの発信マニュアルについても作成し、住民に対する受信設定に関する出前講座等を定期的で開催することとした。

○避難勧告発令基準の明確化

- ・ 今般の水害では、避難勧告等の発令のタイミングについても判断が難しく、結果として夜間の避難を強いることとなった。このことを受け、内閣府が作成しているガイドライン等を参考に避難勧告発令マニュアルを作成した。

○多様な機関との災害情報連携体制の強化

- ・ これまで帯広測候所からの気象情報は、十勝総合振興局を経由して当市に来ていたが、災害情報の円滑な伝達の観点から、災害発生後は測候所から直接連絡が入ることとなった。また、河川事務所との連絡態勢についても、ホットラインに加えて平時からの意見交換の実施等、体制が強化された。

【20160212】 経験を踏まえた円滑な災害情報連携体制の構築（清水町）

- ・ 災害発生当時、小規模河川には水位計が設置されておらず、ペケレベツ川の水位が把握できなかった。このため、道に意見を求めていたが、道においても対応が事後となってしまった。このほか、道や振興局の窓口が不明瞭な点があった。
- ・ こうした状況を踏まえ、災害後には、小規模河川についても水位計が設置され、水位情報が把握できるようになった。また、河川管理にあたり、道や国土交通省十勝総合振興局との窓口を明確にするるとともに、災害警戒態勢について協議を行い、実効性の高い連携体制を構築した。

(4) 農林漁業の再建

【20160213】独自の農業災害復旧支援制度（帯広市）

- ・ 経営安定緊急対策事業として、台風災害により農業粗収益の大幅減少、農地・農業機械・農業施設等の農業資産に甚大な被害を受けた農業者のうち、市で被害が認定された農業者に対し、無利子融資を実施した。貸付限度額は1千万円、償還期間は10年とした。

【20160214】独自の農地・農業災害復旧支援制度（清水町）

- ・ 災害査定では比較的被害程度の大きなものが対象となり、軽微なものは災害査定の対象から外れ、その数も多かったことから、自己負担で復旧した費用を町が補助する農地災害復旧支援制度（負担金の2分の1を補助）を独自に実施した。
- ・ また、被災した農業施設については、町が再建資金を全額負担することとして、全面的な支援を行った。

